

# 景観形成ガイドブック

景観形成重点地区  
編

平成 25 年  
白杵市





# 目次

|                                   |           |
|-----------------------------------|-----------|
| <b>序. こんにちは景観形成ガイドブックです</b> ..... | <b>1</b>  |
| <b>1</b> ガイドブックの目的 .....          | 1         |
| <b>2</b> ガイドブックの役割 .....          | 2         |
| <b>3</b> ガイドブックの内容と使い方 .....      | 3         |
| <b>4</b> 基本的な用語の解説 .....          | 4         |
| <b>1. 景観形成重点地区の景観とは</b> .....     | <b>5</b>  |
| <b>1</b> 景観形成重点地区の位置付け .....      | 5         |
| <b>2</b> 景観形成重点地区の区域 .....        | 6         |
| <b>3</b> 景観形成重点地区の景観とは .....      | 7         |
| <b>2. 景観形成の方針と景観形成基準</b> .....    | <b>10</b> |
| <b>1</b> 街なか地区 .....              | 10        |
| 【旧城下町地区】 .....                    | 10        |
| 町家・平清水エリア .....                   | 13        |
| 武家屋敷・寺町エリア .....                  | 19        |
| 祇園洲エリア .....                      | 25        |
| 本丁エリア .....                       | 29        |
| 【津久見島眺望景観保全地区】 .....              | 33        |
| <b>2</b> 石仏周辺地区 .....             | 35        |
| <b>3. 景観デザインのヒント・アイデア</b> .....   | <b>38</b> |
| (1) 建物の位置 .....                   | 38        |
| (2) 建物の規模・高さ .....                | 39        |
| (3) 建物の軒・庇 .....                  | 40        |
| (4) 屋根 .....                      | 40        |
| (5) 外壁等 .....                     | 41        |
| (6) 敷地の緑化 .....                   | 43        |
| (7) 門・塀・石垣 .....                  | 45        |
| (8) 建物設備 .....                    | 47        |
| (9) 屋外広告物 .....                   | 49        |
| (10) 駐車場・未利用地 .....               | 51        |
| (11) 色彩 .....                     | 53        |
| (12) 工作物 .....                    | 55        |
| <b>4. 届出について</b> .....            | <b>56</b> |
| <b>1</b> 届出の流れ .....              | 56        |
| <b>2</b> 届出対象行為 .....             | 57        |

# 序. こんにちは景観形成ガイドブックです

## 1 ガイドブックの目的

臼杵市では平成 24 年度に景観形成重点地区の「景観計画」を策定しました。それに伴い、市民の皆様にも広く知って頂けるよう、ガイドブックを作成しました。新築、建て替え、リフォーム、日々の生活等の中で、活用して下さい。

景観形成基準を全てクリアしたからといって、臼杵の町並みにふさわしい建物が出来るとも限りませんし、逆に基準を少しばかりはずれたからといって、いい建物が出来ないわけでもありません。

建物が建つ場所の意味をしっかりと読み取り、その場所の景観にふさわしい建物を考えることが大切です。

臼杵では、歴史的な町並みや建物とともに、今の人々の暮らしがあります。そして歴史ある町並みの中に新しい建物も上手に調和させています。

これからも、丁寧に協議を行い、手間と時間をかけ、数十年後の町並みを今よりもっと素敵にしていきたいと思います。

そして、伝統文化を受け継ぎながら、気持ちよい暮らしを続けていきたいと思います。



## 2 ガイドブックの役割

ガイドブックは、白杵の町並みをみんな（市民、事業者、行政）でつくっていくことをお手伝いします。例えば、こんな悩みにお答えします。

「家を新築・リフォームしたい」  
 「町並みにふさわしい建物を考えたい」  
 「具体的な手続きを知りたい」

「白杵の景観について知りたい」  
 「この通りを感じよくしたい」  
 「空地・空き家を活かしたい」



ガイドブックは白杵の景観をよりよくしていくための基本的な考え方を示しているものです。ガイドブックの考えに基づき、建物を敷地の中だけで考えるのではなく、周辺への配慮を考えたしながら、建物に関わるみんな（建主、行政、建築家、工務店等）で丁寧に検討していくことが大切です。

落ち着いた町並み  
 お城跡、空、山、丘、川  
 全てが白杵の魅力です

家を建てる際には  
 白杵の魅力を十分に理解して  
 周辺に配慮した建て方を  
 考えよう



環境が良く  
 「ふるさと」「良いまち」  
 と思える白杵



### 3 ガイドブックの内容と使い方

ガイドブックを手に取り、どのように活用したらよいか、基本的な使い方を以下に示します。

#### 『ステップ1』 新築や改修を行う場所を確認してください

街なか地区、石仏周辺地区など、新築や改修を行う場所がどこの地区に含まれるか確認できます。

本文5～6ページ

#### 『ステップ2』 臼杵の景観の「良さ・魅力」を知ってください

長い歴史の中で市民の皆さんが守り育ててきた、臼杵にしかない景観の良さ・魅力を知ることができます。

本文7～8ページ

#### 『ステップ3』 地区・エリア毎の景観形成の方針・基準をご理解ください

##### 旧城下町地区

「各エリアの特徴と景観形成方針」、「保全区域の特徴」等がわかります。

本文 10～11 ページ

エリア毎の「景観形成の方針」、「景観形成基準」、「保全区域」、「場所への配慮事項」等がわかります。

町家・平清水エリア

本文 13～18 ページ

武家屋敷・寺町エリア

本文 19～24 ページ

祇園洲エリア

本文 25～28 ページ

本丁エリア

本文 29～32 ページ

##### 津久見島眺望景観保全地区

「景観形成の方針」、「景観形成基準」、「眺望景観保全範囲」等がわかります。

本文 33～34 ページ

##### 石仏周辺地区

「景観形成の方針」、「景観形成基準」、「場所への配慮事項」等がわかります。

本文 35～37 ページ

#### 『ステップ4』 景観デザインのヒント・アイデアをご覧ください

「建物の位置」、「建物の規模・高さ」など、景観形成を行う上でのヒントやアイデアを項目毎にまとめています。

本文 38～55 ページ

#### 『ステップ5』 届出の流れを確認してください

届出の流れ、届出対象行為等、実際に建替え等を行う際に必要な手続き等を知ることができます。

本文 56～57 ページ

## 4 基本的な用語の解説

### ● 景観形成の方針

景観上の特徴、歴史的な経緯等をふまえ、「将来的な景観の方向性」を示したものです。旧城下町地区では4つのエリアに分けて方針を示しています。

### ● 景観形成基準

景観形成の方針を実現するため「建物の建て方やデザイン」、「敷地の緑化」等の基本的な考え方を示したものです。

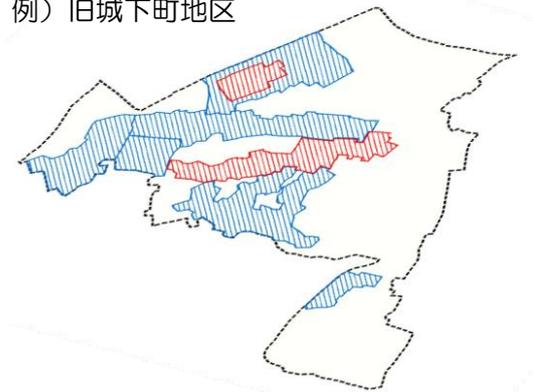
例) 旧城下町地区



### ● 保全区域

景観形成基準の適用のあり方を示しており、必須事項が多い区域を第1種保全区域(赤色斜線)、次に多い区域を第2種保全区域(青色斜線)と設定しています。

例) 旧城下町地区

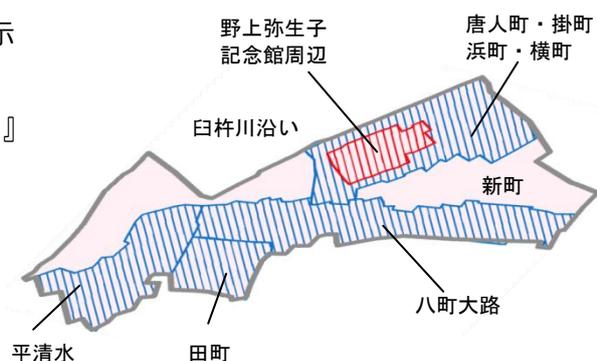


### ● 場所への配慮事項

それぞれのエリア内において、場所ごとに景観上大事にしたいことを配慮事項として示しています。

具体的には場所ごとの『大切にしたいこと』をごらん下さい。

例) 町家・平清水エリア

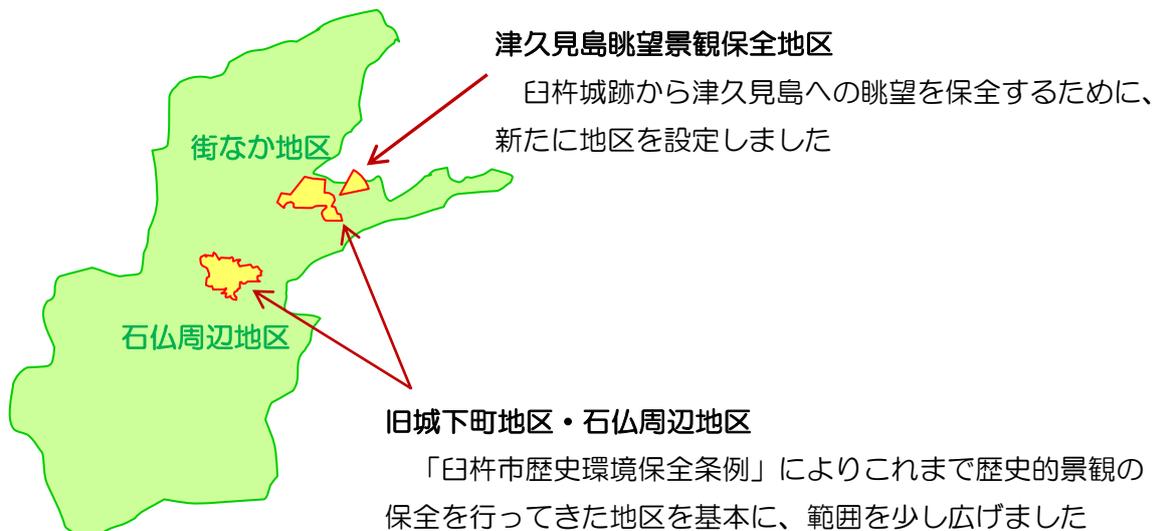


# 1. 景観形成重点地区の景観とは

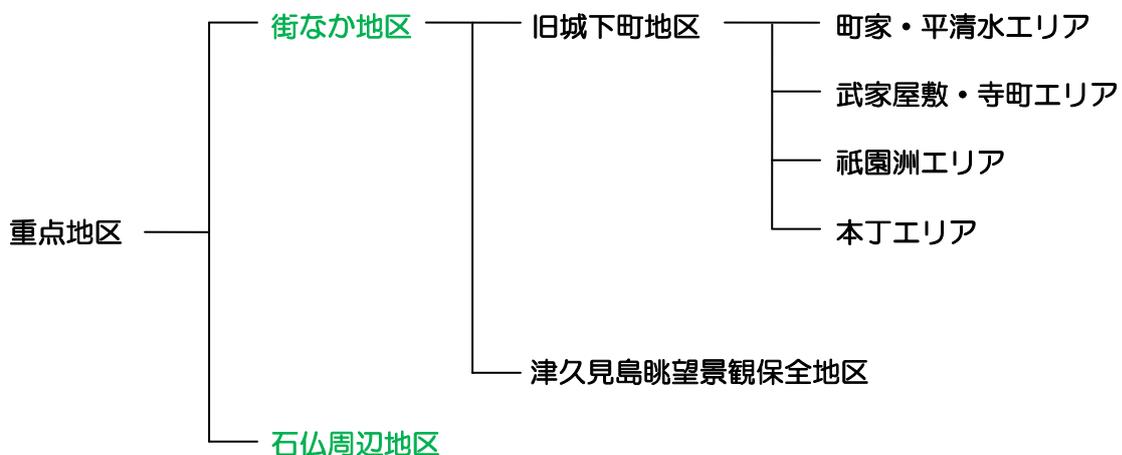
## 1 景観形成重点地区の位置付け

旧城下町や国宝臼杵石仏など、本市を代表する優れた景観資源を有する地区を「景観形成重点地区」として位置づけ、重点的・先導的に景観形成を図ります。

### 景観形成重点地区の臼杵市における位置



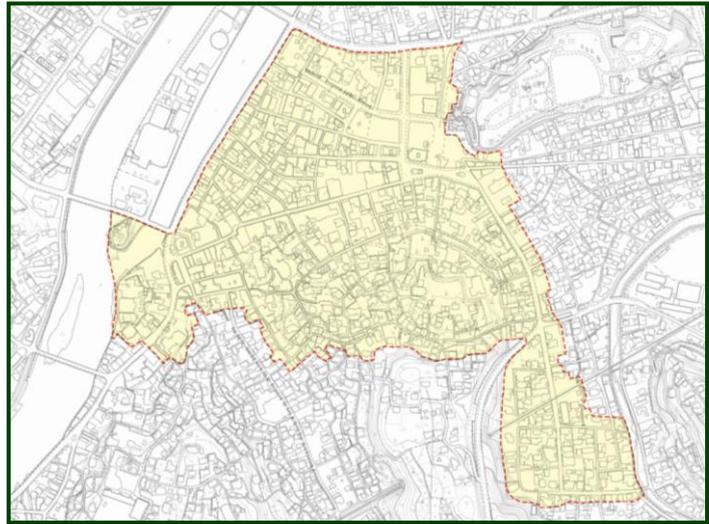
### 景観形成重点地区の構成



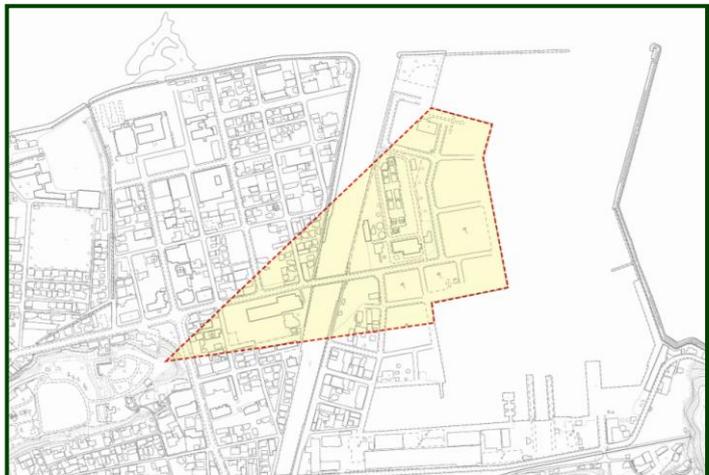
## 2 景観形成重点地区の区域

### (1) 街なか地区

- ①旧城下町地区 約37.1ha  
個性豊かな城下町  
(歴史、文化、生活感が調和した  
親しみのある空間づくり)

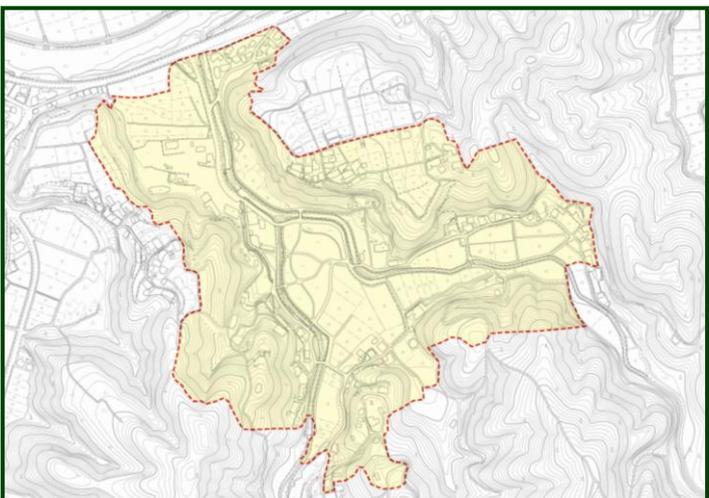


- ②津久見島眺望景観保全地区 約13.2ha  
古くから親しまれてきた  
臼杵城跡から津久見島への  
眺望保全



### (2) 石仏周辺地区 約38.5ha

- 歴史と風土薫る石仏の里  
(文化遺産と自然が調和した安  
らぎの空間づくり)



### 3 景観形成重点地区の景観とは

街なか地区及び石仏周辺地区には、下記のような景観要素があります。これらを大切にしながら景観まちづくりに取り組む必要があります。

#### (1) 「地形」、「町割り」、「街路」が重点地区の景観の素地である

##### ①地形（丘、海、川、里山）と一体感がある

「丘の上から屋根並みが見えその奥に山の稜線が見える」、「里山に抱かれる」など、重点地区の景観は地形と一体感を持って形成されています。



##### ②かつての町割り（ゾーニング）が今に残る

商人地、武家地、寺町等、かつての町割りが今に残ります。



##### ③まちの骨格である街路が踏襲されている

辻から放射状に伸びる八町大路などの街路や曲線の通り等、まちの骨格である街路が現在も残されています。



街なか地区のイメージ図



## (2) 時代や様式を超え「質」の高い建物が共存する

江戸、明治、大正、昭和、平成とそれぞれの時代の建物が和洋問わず共存しています。これまで、先人達の努力によって、各時代の良い建物が「年輪」のように刻まれてきました。そして、これらを未来に向けても受け継いでいくことが大切です。



## (3) 受け継がれてきた暮らしの風景がある

下町情緒あふれる道すじは、車は少し通りにくいものの歩行者にとっては安全なみちです。二王座の坂道は、のぼり降りは少し大変ですがこの道沿いの風景は臼杵の宝です。石仏は、訪れる人にやすらぎを与え、心のよりどころとなっています。このように、暮らしのなかに臼杵らしい風景がいたるところに見られます。



## (4) 豊かな文化が生まれる舞台である

落ち着いた歴史的な町並みを舞台とする「祇園祭り」や「うすき竹宵」、石仏とともに幻想的な雰囲気で行われる「石仏火まつり」など、臼杵だからこそ絵になる文化資源の風景です。



## コラム 切り取られる景観

今まであった建物が解体されそこに新しい建物が建築される  
我々建築士が関わりを持ちごく当たり前に行われる行為である

今まであった建物は狭い坂道沿いに位置し  
中二階の低い建物が敷地ぎりぎりまでせまり  
建物自体で道路景観をつくりだしている  
セットバックした中二階の建物であったこともあり狭い道ながらも  
近隣の山や谷向こうの景色も望めることができた

解体され整地された敷地に新築の建物が建てられる  
棟上時にはこの建物で「切り取られる景観」がよくわかるのである  
建物の階高が高く山の稜線を飛び越え空に達しているため  
この建物によって多くの景色が切り取られてしまう  
駐車スペース、道路後退など多くの制約があるのだが  
その中で最善の様々な配慮が必要だ

建物本体が景観をつくることはもちろんであるが  
「切り取られる景観」も大切な要素として考える必要がある  
特徴ある臼杵の町並みの中にあり  
その土地の持つ位置付けをしっかりと読み取り  
その場所の景観にふさわしい建物を提案し建てたい

建築士会臼杵支部長 板井登喜雄氏より



時代を超えて在り続けている景観（法音寺から二王座を望んだ際の屋根並み、山、空）

## 2. 景観形成の方針と景観形成基準

※各エリアにまたがる部分及びその周辺部については、当該物件の特性を考慮し、景観形成基準の適用は協議のうえ決定します。

### 1 街なか地区

景観計画（全体構想編）において定めた下記の方針に沿って、街なか地区の景観を形成していきます。

街なか地区の景観形成の方針

- ◆歴史資源の保全と町並みとの調和
- ◆人々が憩い、歩いて楽しいやすらぎの空間づくり
- ◆臼杵公園等からの眺望景観の確保
- ◆大手門周辺における眺望景観の確保

### 【旧城下町地区】

#### ①エリア設定の考え方

地区の特徴をふまえ、以下の4つのエリアに分けて景観まちづくりの方針を定めます。

- 町家・平清水エリア
- 武家屋敷・寺町エリア
- 祇園洲エリア
- 本丁エリア

各エリアの区域は右図に示すとおりです。



## ②保全区域の考え方

景観の誘導においては、景観形成基準の内容を必須事項とする区域とお願い（協議）する区域に分け、必須事項の多さに応じて「第1種保全区域」、「第2種保全区域」と区分しています。



### 第1種保全区域

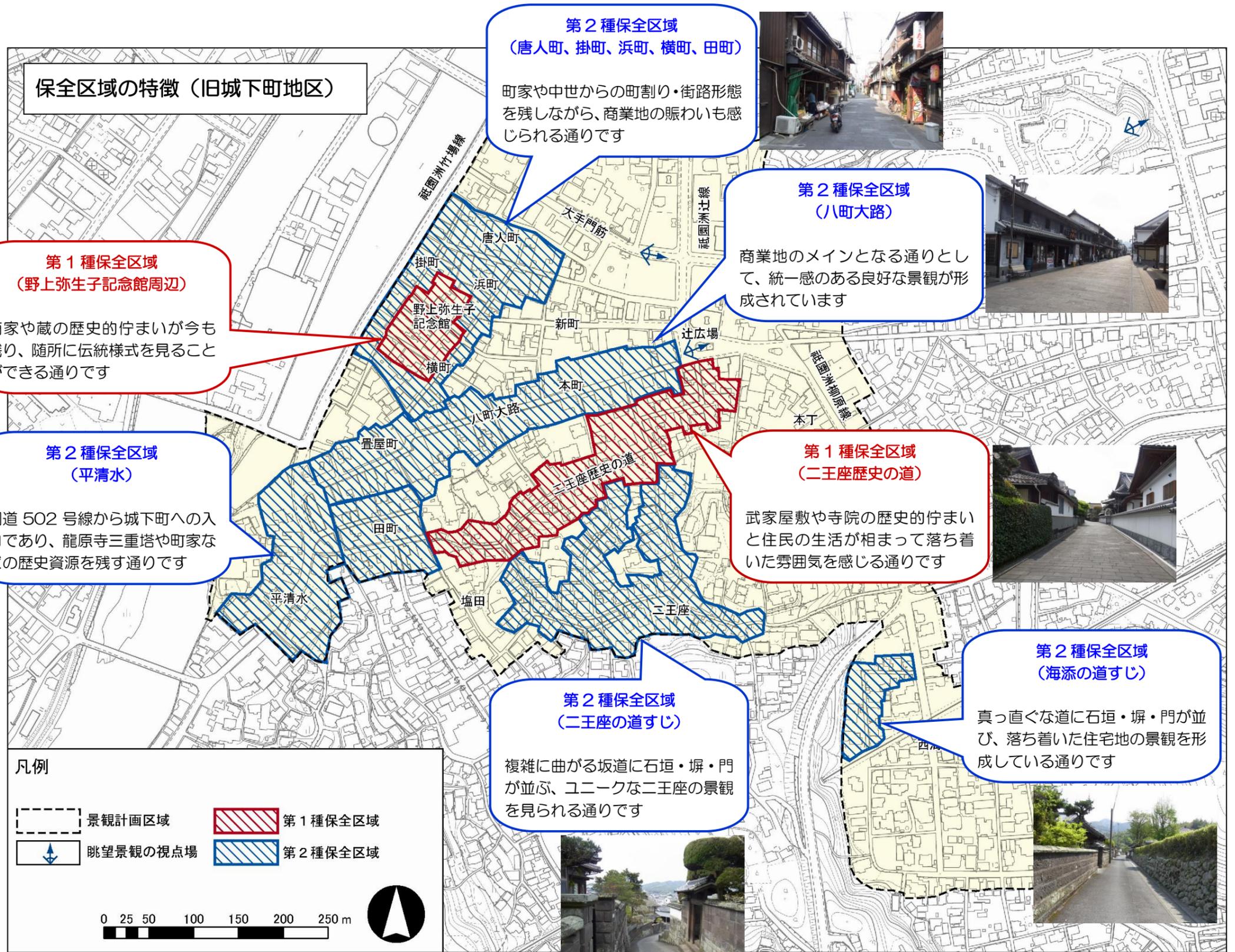
商家や武家屋敷などの歴史を感じさせる建物が多く残る区域です。

歴史的建物を保存するとともに、周囲の建物もこれに調和するよう積極的に景観形成を進めていきます。

### 第2種保全区域

かつて武士や町人が住んでいた趣を今も感じられる区域です。

現存する歴史的建物を保全しながらも、商業地としての賑わいや住宅地としての住みやすさを失わないような景観形成を進めていきます。



## コラム 調和とは？

「調和」との言葉をよく用います。臼杵のまちでは、古いものと新しいもの、和風と洋風がなじんでいる町並みは「調和」していると言えるのではないのでしょうか。

### 古いものと新しいものの調和

手前の改修した新しい建物は奥にある古い建物と様式を揃えています。また、石畳も建物のデザインと合わせモノトーンに抑えられています。

その結果、通り全体が統一感のある「落ち着きと調和のとれた雰囲気」を形成しています。



### 和風と洋風の調和

左側の建物は和風、右側の建物は洋館です。

建物のデザインは「和」「洋」と異なりますが、それぞれの建物の前面に、共通の景観要素として、塀、植栽を設けることで、一体感のある並びとなっています。

このような町並みも「調和している」と言えるのではないのでしょうか。



和風、洋風とデザインの異なる建物が並んで建っています



建物のデザインは異なりますが共通の塀、植栽を設けることで一体感のある町並みとなります

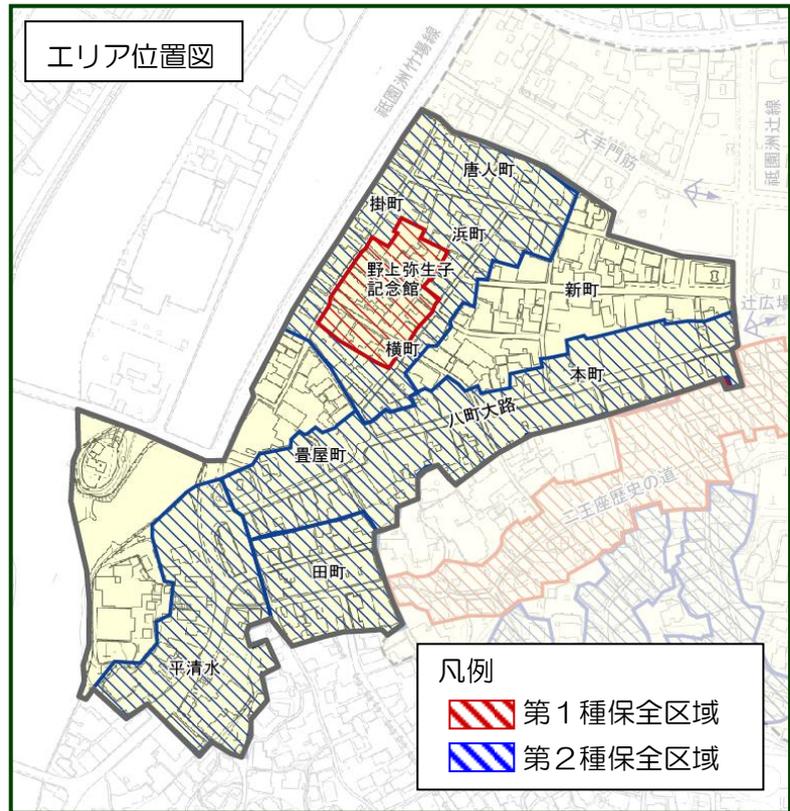


## 町家・平清水エリア

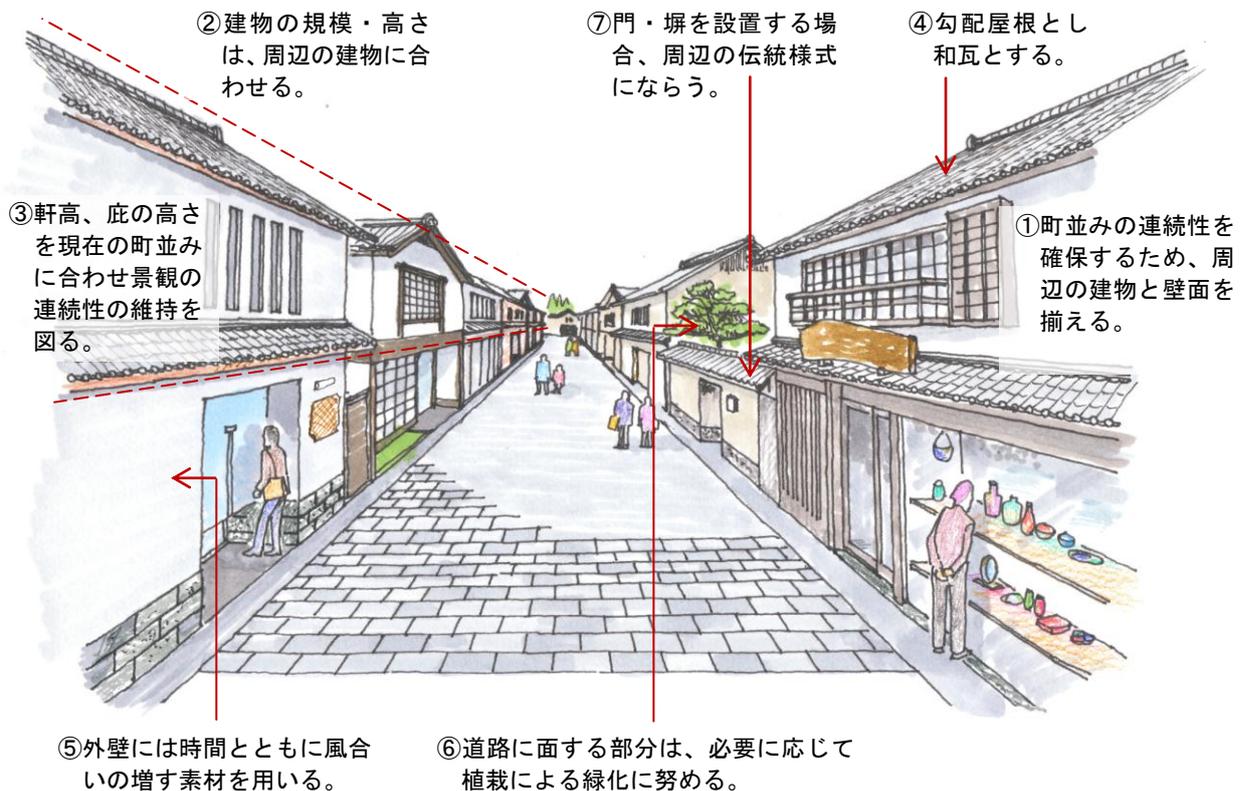
町八町(唐人町、掛町、浜町、新町、横町、本町、畳屋町、田町)と平清水から成り、住宅、事務所、店舗等が混在する「職住共生」を図る区域です。

### (1) 景観形成の方針

軒の連なる町家や道すじの下町的景観や、商家や蔵が残る歴史的な佇まいを守り継承しながら、それらと調和した賑わいのある景観形成を目指します。



### (2) 景観イメージ



### (3) 景観形成基準

| 項目       | 景観形成基準   | 基準の適用※ |   |   |
|----------|--|--------|---|---|
|          |  | A      | B | C |
| ① 建物の位置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町並みの連続性を確保するため、周辺の建物と壁面を揃える。</li> <li>・やむを得ず壁面線を後退させる場合は、地域の伝統様式にならった塀等または景観に配慮した囲障を設置して通りの連続性の維持を図る。</li> </ul> | ◎      | ◎ | ○ |
| ② 規模・高さ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の規模・高さは、周辺の建物に合わせる。</li> <li>・3階以上の部分は、前面道路からセットバックし通りの圧迫感を軽減する。</li> </ul>                                    | ◎      | ◎ | ○ |
| ③ 軒・庇    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・軒高、庇の高さを現在の町並みに合わせ景観の連続性の維持を図る。</li> </ul>   | ◎      | ◎ | ○ |
| ④ 屋根     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根とし和瓦とする。</li> </ul> <p style="text-align: center;">切妻      寄せ棟      入母屋</p>                                  | ◎      | ○ | ○ |
| ⑤ 外壁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。</li> </ul>   | ◎      | ○ | ○ |
| ⑥ 敷地の緑化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める。</li> <li>・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。</li> </ul>                                     | ○      | ○ | ○ |
| ⑦ 門・塀・石垣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。</li> <li>・その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。</li> </ul>                                  | ○      | ○ | ○ |

※1 上記基準は、協議の結果、町家・平清水エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）

区域区分：A 第1種保全区域（野上弥生子記念館周辺）

B 第2種保全区域（八町大路、唐人町、掛町、浜町、横町、田町、平清水等）

C その他の区域（新町、臼杵川沿い等）

## (4) 場所への配慮事項

### ●野上弥生子記念館周辺 —第1種保全区域—

野上弥生子記念館周辺は、町八町と呼ばれた町人地の雰囲気をも今に伝える、典型的な町家が残る地区です。

白杵の伝統的な町家が連なる町並みを維持・保全していく必要があります。

#### 大切にしたいこと

伝統的な町家の佇まいを継承していく必要があります。

以下、白杵の伝統的な町家の意匠（デザイン）を紹介します。

「せがい軒」  
軒裏に板をはり、軒裏を直接見えないようした形式の軒

「鳥衾（とりぶすま）」  
棟の両端の鬼瓦の上に鳥衾と呼ぶ棒を突き出し屋根を飾っている

「風切瓦（かぜきりかわら）」  
屋根の両端や中央に風切瓦といって丸瓦を並べて1～2本縦線を通し屋根を飾っている



白杵石を用いた  
タタキ（土間）

広い開口部

## ●八町大路 ー第2種保全区域ー

八町大路は、商業地の顔となる賑わいと潤いのある商店街です。

お店毎に個性を出しつつ、旧城下町としての町並みの統一感を損なわないため、建物の高さや軒の位置を概ねそろえることが大切です。



人が行き交い賑わいのある八町大路

### 大切にしたいこと

商店主の暮らしぶりやお店でのやりとりが通りにあふれてくるよう1階部分は開放的なつくりを推奨します。

看板等屋外広告物は、大きすぎず町並みに調和した自然素材を推奨します。

大きすぎず自然素材を用いた看板

開口部を広くとり開放的な店構え

開放的な店構えが連続することで、賑わいと潤いのある町並みが形成されます



●唐人町、掛町、浜町、横町、田町 —第2種保全区域—

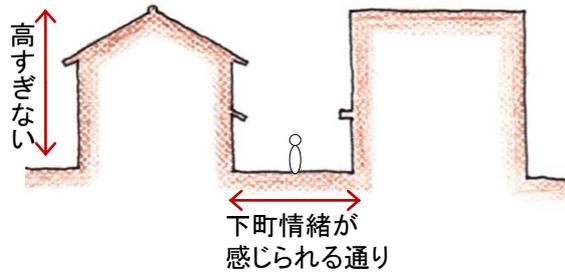
ヒューマンスケールの建物や通り、町並みの連続感が組み合わせられ、下町情緒が感じられる地区です。風情ある通りの雰囲気を引き継いでいく必要があります。



道幅が狭く建物も高くないためほっとする通り

大切にしたいこと

下町情緒の雰囲気を守るため建物の高さは2階程度を推奨します。



●平清水 —第2種保全区域—

臼杵城下町への導入口となる地区です。

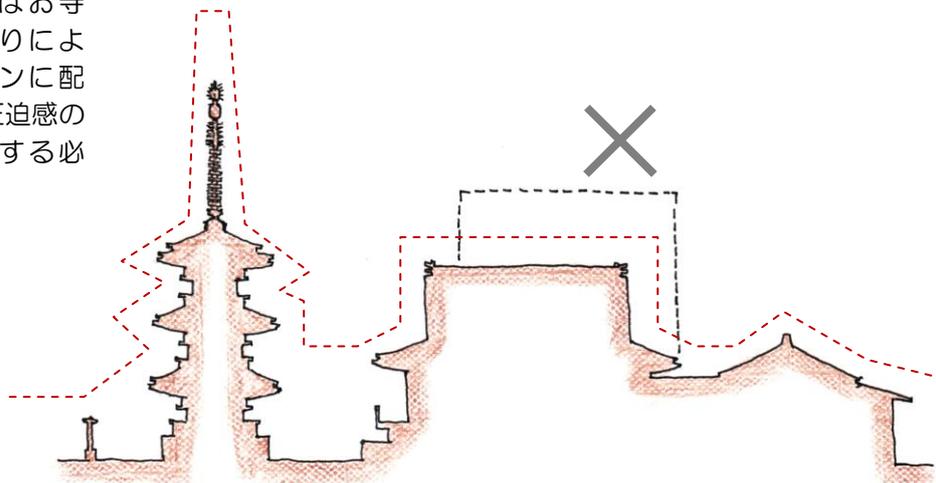
ランドマークである龍原寺三重塔をはじめ、大橋寺、光蓮寺、浄元寺等の寺院が建ち並び雰囲気と調和した景観形成が望まれます。



臼杵のまちの玄関口でランドマークとなる三重塔

大切にしたいこと

周辺の建物はお寺の屋根の連なりによるスカイラインに配慮し、お寺に圧迫感のない建て方をする必要があります。



## ●新町

洋風、和風の建物が混在し、建物の高さもまちまちになってきています。店舗や事務所の多い地区ですが、潤いと賑わいのある景観形成を目指します。

### 大切にしたいこと

店先でのちょっとした植栽が、まちに潤いをつくれます。



商店、事務所、和と洋が混在した町並み

2階までは建物の色と軒の高さをできるだけそろえます。



## ●臼杵川沿い

臼杵城下への導入部分として、臼杵川越しに見える松島神社、工場への眺めや後背地の歴史的な町並みと調和した潤いある景観形成が望まれます。

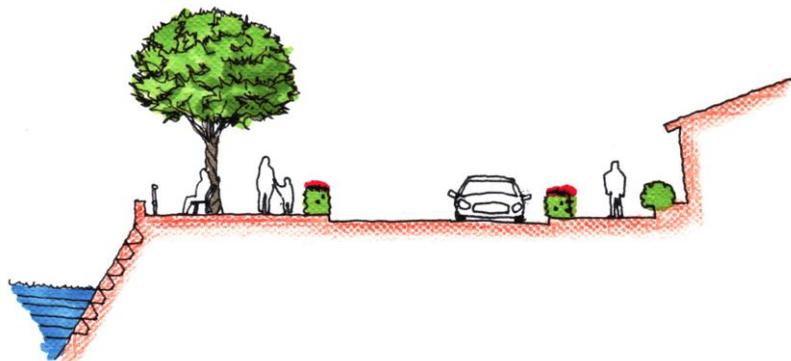


臼杵川沿いの景観

### 大切にしたいこと

川沿いの歩道を歩きやすくし、川沿いの眺めを楽しめる整備が望まれます。

道路をはさんで反対側も民地に植栽等を行うことで潤いを演出することが期待されます。

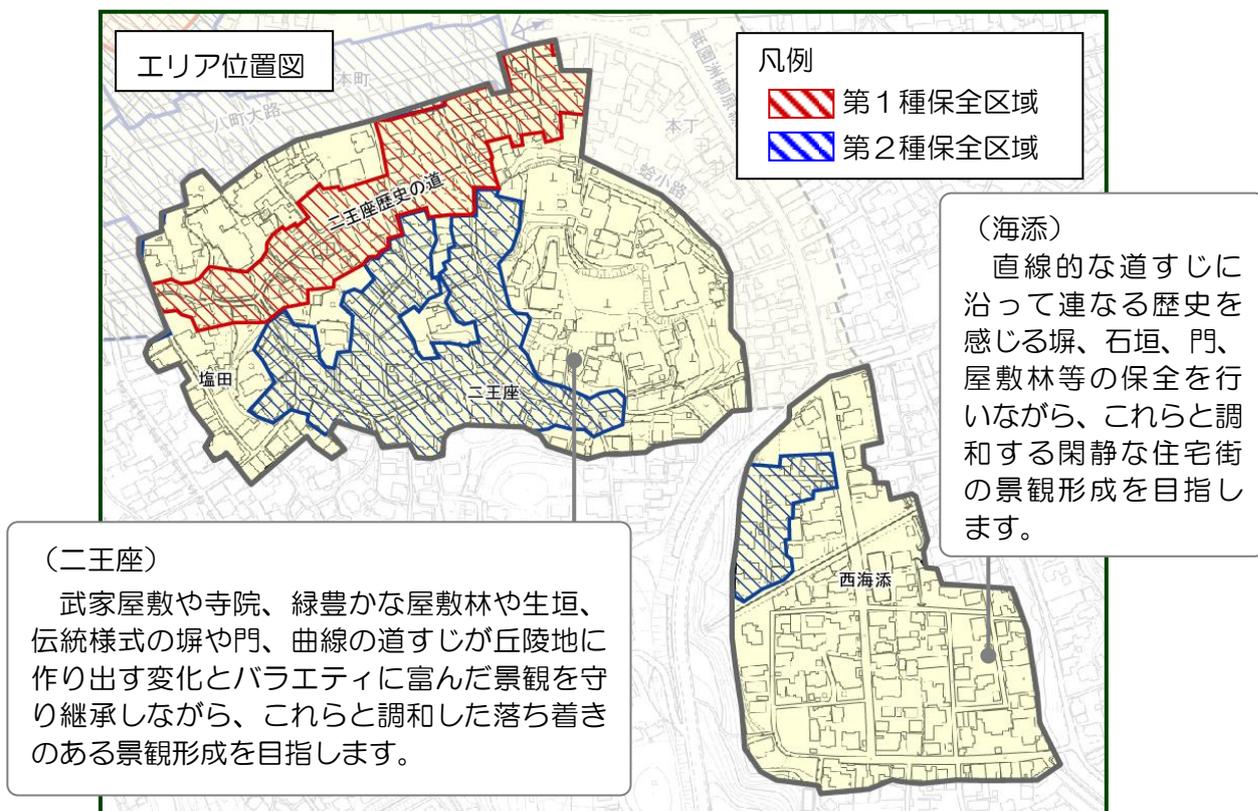


イメージ図

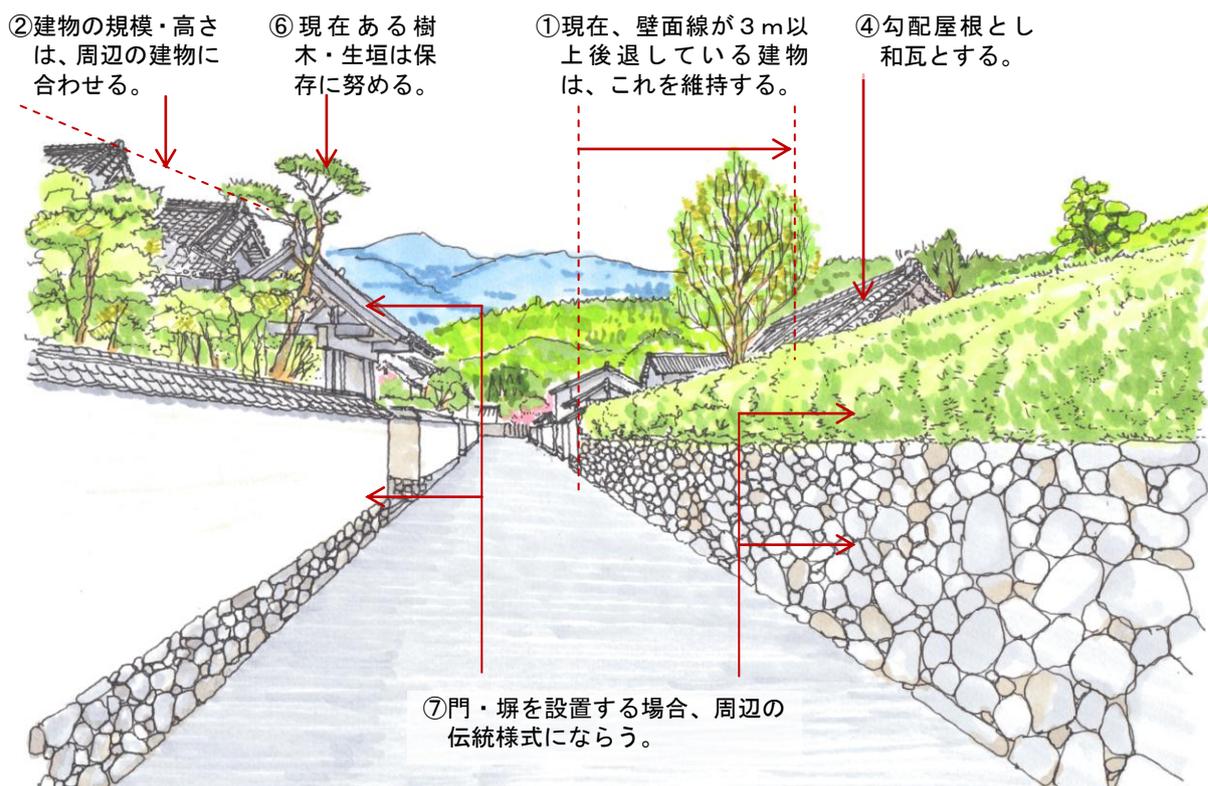
## 武家屋敷・寺町エリア

武家屋敷地の歴史を継承したゆとりある落ち着いた住宅地の環境を守る区域です。

### (1) 景観形成の方針



### (2) 景観イメージ



### (3) 景観形成基準

| 項目       | 景観形成基準  | 基準の適用※ |   |   |
|----------|---|--------|---|---|
|          |   | A      | B | C |
| ① 建物の位置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在、壁面線が3m以上後退している建物は、これを維持する。</li> </ul>   | ◎      | ◎ | ○ |
| ② 規模・高さ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>建物の規模・高さは、周辺の建物に合わせる。</li> <li>3階以上の部分は、前面道路からセットバックし通りの圧迫感を軽減する。</li> </ul>   | ◎      | ◎ | ○ |
| ③ 軒・庇    | <ul style="list-style-type: none"> <li>町屋のまとまりのある通り沿いは、軒高、庇の高さを現在の町並みに合わせ景観の連続性の維持を図る。</li> </ul>   | ◎      | ◎ | ○ |
| ④ 屋根     | <ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とし和瓦とする。</li> </ul>  | ◎      | ○ | ○ |
| ⑤ 外壁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。</li> </ul>   | ◎      | ○ | ○ |
| ⑥ 敷地の緑化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在ある樹木・生垣は保存に努める。</li> <li>植栽は、自然植生とする。</li> <li>建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高さや配置にする。</li> <li>日常的な管理や手入れをし良好な景観の維持に努める。</li> </ul> | ◎      | ◎ | ○ |
| ⑦ 門・塀・石垣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。</li> <li>その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。</li> </ul>   | ◎      | ◎ | ○ |

※1 上記基準は、協議の結果、武家屋敷・寺町エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）

区域区分：A 第1種保全区域（二王座歴史の道沿道）  
 B 第2種保全区域（二王座、海浜の道すじ沿い）  
 C その他の区域（二王座、海浜のその他住宅地）

## (4) 場所への配慮事項

### ●二王座歴史の道沿道 ー第1種保全区域ー

二王座歴史の道は、武家屋敷、寺院により構成された白杵らしい景観を代表する通りです。通りの落ち着いた雰囲気大切に、沿道の歴史的な町並みを保全していくことが大切です。

#### 大切にしたいこと

通り（写真）の左側が武家地、右側が寺町です。伝統的な建物、生垣、土塀、石畳等によりつくられる落ち着いた雰囲気を守り継承していく必要があります。



瓦屋根の連続によりスカイラインが形成されている

生垣、既存樹木

寺院の伝統的な意匠にならった土塀



立派な門構えの武家屋敷



白壁と腰板が連続する町並み

●二王座、海添の道すじ沿い ー第2種保全区域ー

(二王座の丘陵地と坂道の景観)

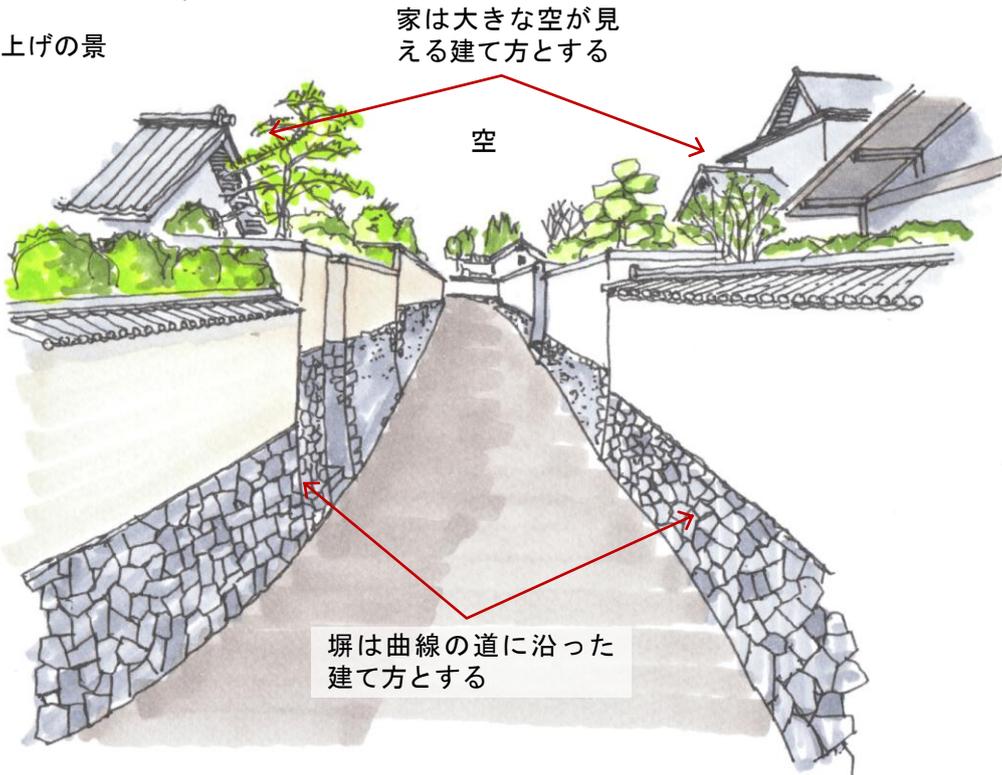
坂道の道すじから見える範囲において、伝統的な塀、植栽、家の建て方に配慮します。

見上げの景としては、曲がりながら続くみち景観が大切です。

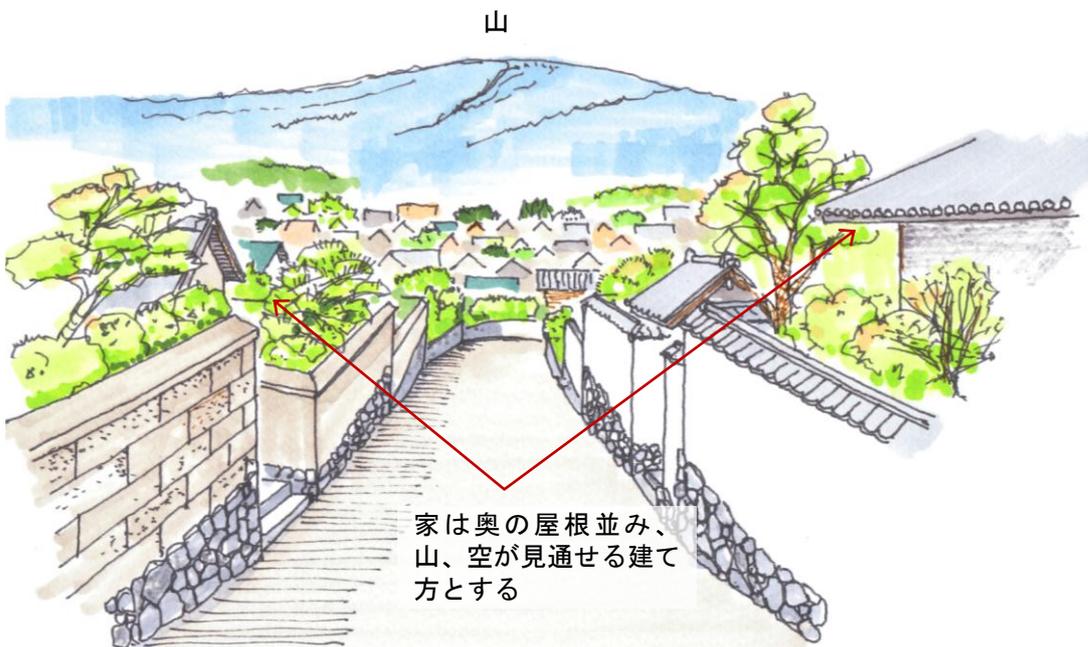
見下ろしの景としては、屋根並みが見渡せる眺望景観が大切です。

大切にしたいこと

見上げの景



見下ろしの景



(海添の道すじ景観)

海添の丸毛家住宅周辺の通りにおいては、特徴的な道すじ景観を守っていく必要があります。



土塀が残る道すじ



石積み、石垣、生垣等で構成される道すじ景観

●二王座、海添のその他住宅地

二王座、海添のその他住宅地についても、武家屋敷地の空間構成を可能な限り継承していくために、塀のラインは極力守る、建物はセットバックさせる等の工夫が必要です。



塀や門など周辺の景観に配慮して建てられた住宅

大切にしたいこと

二王座と海添では、道の形状、塀や石垣の素材に特徴があります。

|     | 道  | 塀等の素材   |
|-----|--|---|
| 二王座 | <p>曲がっている。</p>  | <p>直線の素材が多い。</p>  |
| 海添  | <p>直線が多い。</p>   | <p>曲線の素材が多い。</p>  |

## 切通し

永禄年間（1558年～1570年）の中ごろ、臼杵に入る道は平清水から二本ありました。

一本は塩田川の下流から臼杵城の大手門に向かう直線のメインの道路であり、もう一本は現在の田町の南側を迂回して、“二王座の切通し”と呼ばれる、岩をうがった道を通して大手門へ至る道でした。

参考：臼杵歴史散歩



## 奥を見通せない工夫をしている道の景観

石垣と土塀を途中で屈折させ、そこに石段と門を設けて道をせばめ、奥を見通せないように見せる特徴的な武家屋敷の景観です。



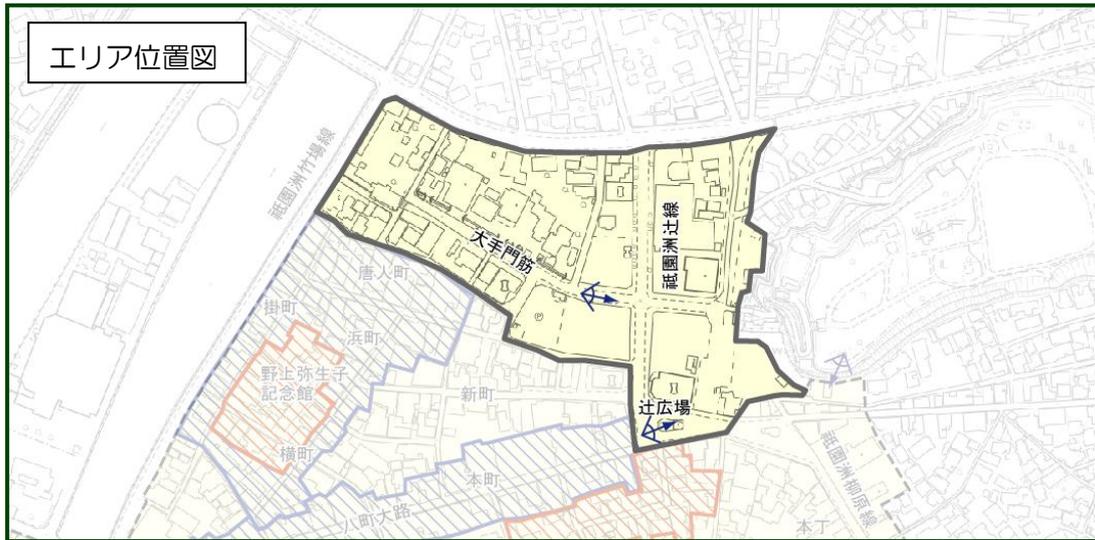
# 祇園洲エリア

中心市街地への玄関口として、歴史文化を活かした交流拠点となる区域です。

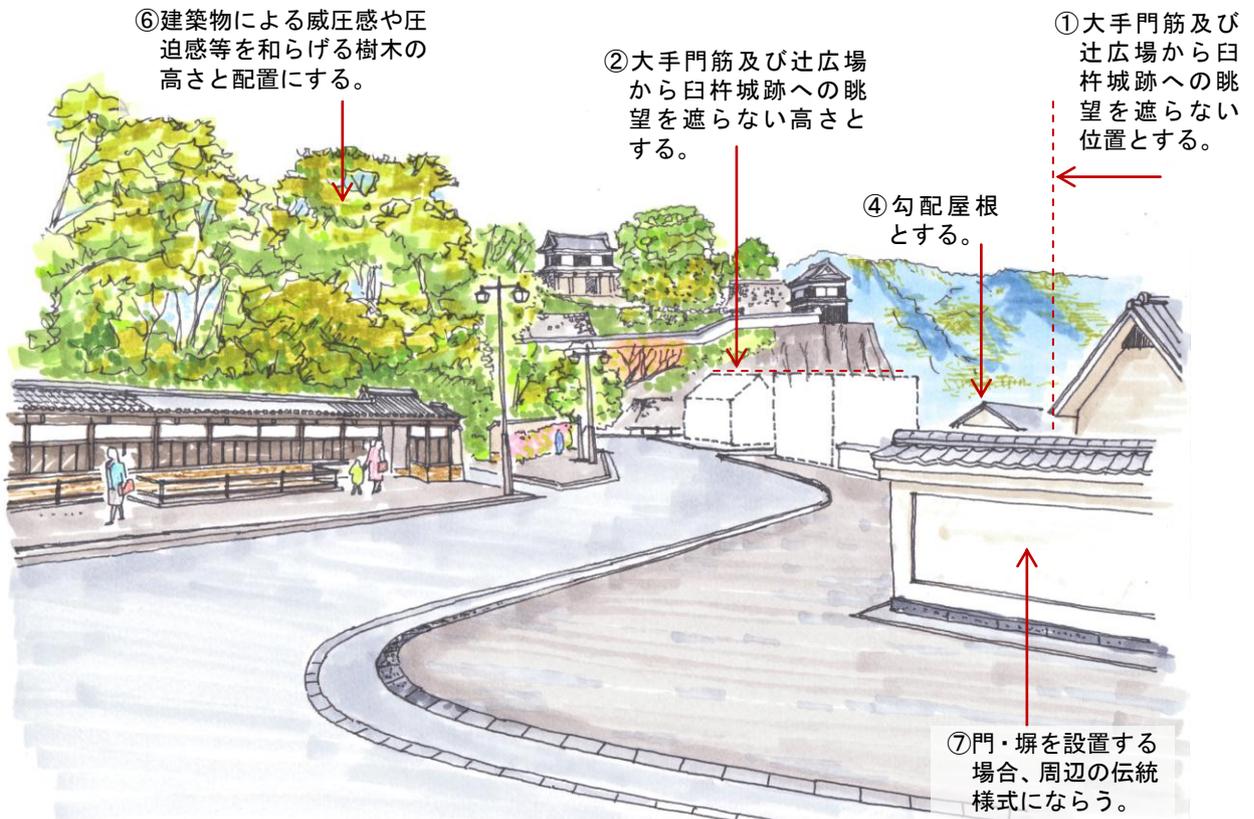
## (1) 景観形成の方針

中心市街地の玄関口として臼杵城跡の風格を保ちながら、新たな賑わいを生む景観形成を目指します。

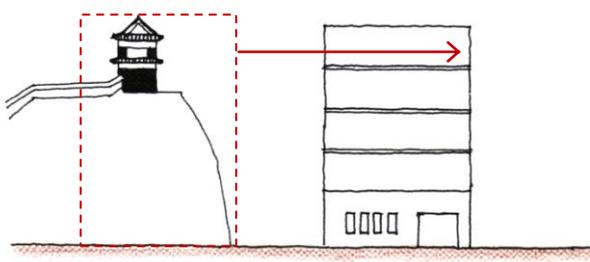
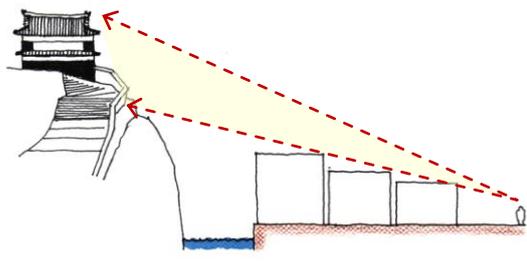
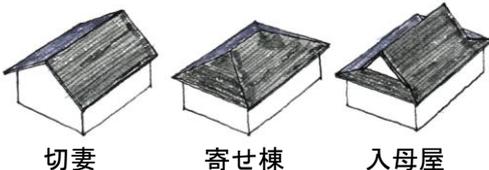
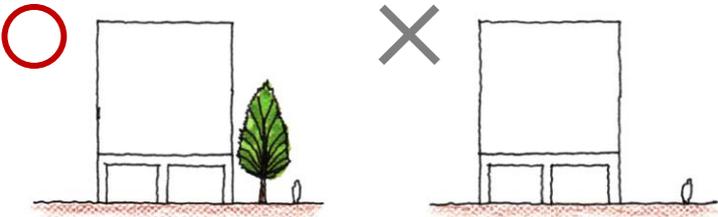
臼杵城跡への眺望を確保しつつ、歴史・文化の香漂う緑豊かな景観形成を目指します。



## (2) 景観イメージ



### (3) 景観形成基準

| 項目       | 景観形成基準   | 基準の適用※ |   |   |
|----------|--|--------|---|---|
|          |  | A      | B | C |
| ① 建物の位置  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大手門筋及び辻広場から臼杵城跡への眺望を遮らない位置とする。</li> </ul>   | -      | - | ○ |
| ② 規模・高さ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>大手門筋及び辻広場から臼杵城跡への眺望を遮らない高さとする。</li> <li>建物の規模・高さは、周辺の建物に合わせる。</li> </ul>    | -      | - | ○ |
| ③ 軒・庇    | —  | -      | - | ○ |
| ④ 屋根     | <ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とする。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">切妻          寄せ棟          入母屋</p>  | -      | - | ○ |
| ⑤ 外壁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。</li> </ul>  | -      | - | ○ |
| ⑥ 敷地の緑化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める。</li> <li>植栽は、自然植生とする。</li> <li>建築物による威圧感や圧迫感を和らげる樹木の大きさと配置にする。</li> <li>日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。</li> </ul>  | -      | - | ○ |
| ⑦ 門・塀・石垣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。</li> <li>その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。</li> </ul>  | -      | - | ○ |

※1 上記基準は、協議の結果、祇園洲エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）  
 区域区分：A 第1種保全区域（区域なし）  
 B 第2種保全区域（区域なし）  
 C その他の区域

## (4) 場所への配慮事項

### ●大手門筋

大手門筋は江戸時代から政治的中心（お城）と宗教的中心（八坂神社）という二つの象徴的な場所を結ぶ軸でした。

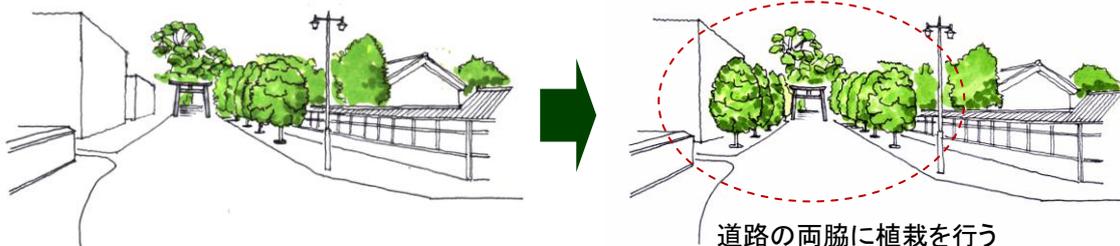
歴史と文化を感じることができる通りの雰囲気を受け継ぎ高めていく必要があります。



奥に八坂神社を望む大手門筋の景観

#### 大切にしたいこと

生垣や植栽等で軸線を強め、沿道景観の魅力を向上させる必要があります。



道路の両脇に植栽を行う

### ●臼杵城跡への眺望

旧城下町地区を象徴する臼杵城跡への眺望を確保する必要があります。

#### 大切にしたいこと

大手門筋及び辻広場から、現在見える櫓（やぐら）、土塀への眺望を保全するため、建物の高さ、位置に配慮する必要があります。



大手門筋からの眺望



辻広場からの眺望

● 臼杵城跡の周辺（祇園洲辻線及び祇園洲柳原線周辺の区域）

臼杵城跡周辺は、県道からまちへのいわば玄関口にあたります。  
臼杵のシンボルである臼杵城跡の景観等を活かし、風格ある景観形成を図ります。



植栽(松等)による玄関口としての演出



屋根形状、色彩等を周囲へ配慮した商業施設

大切にしたいこと

臼杵城跡周辺は、かつて役場、郵便局、警察署等が建ち並び官庁街を形成していました。  
現在もその名残をとどめ、規模の大きい建物が立地しており、旧城下町地区の玄関口として風格ある景観形成が望まれます。

昭和 30 年頃の臼杵城跡周辺の町並み

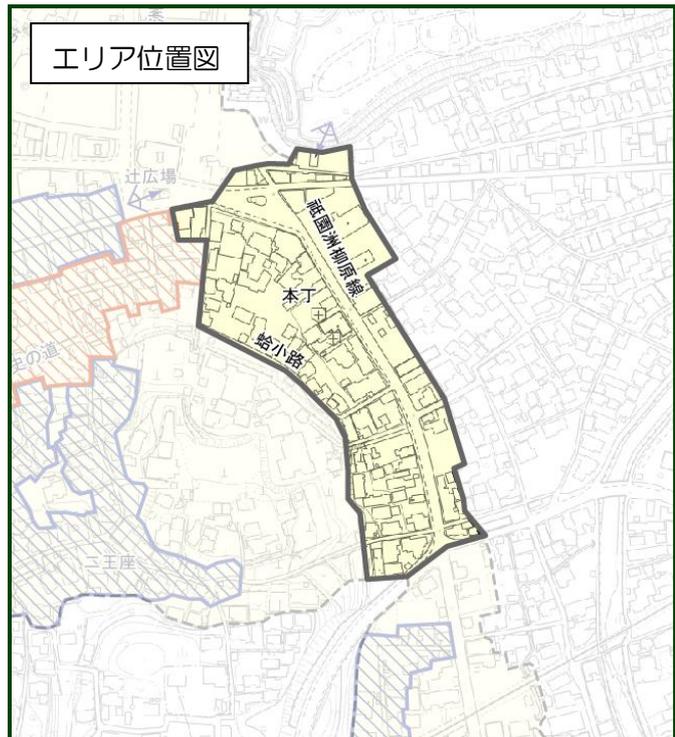


## 本丁エリア

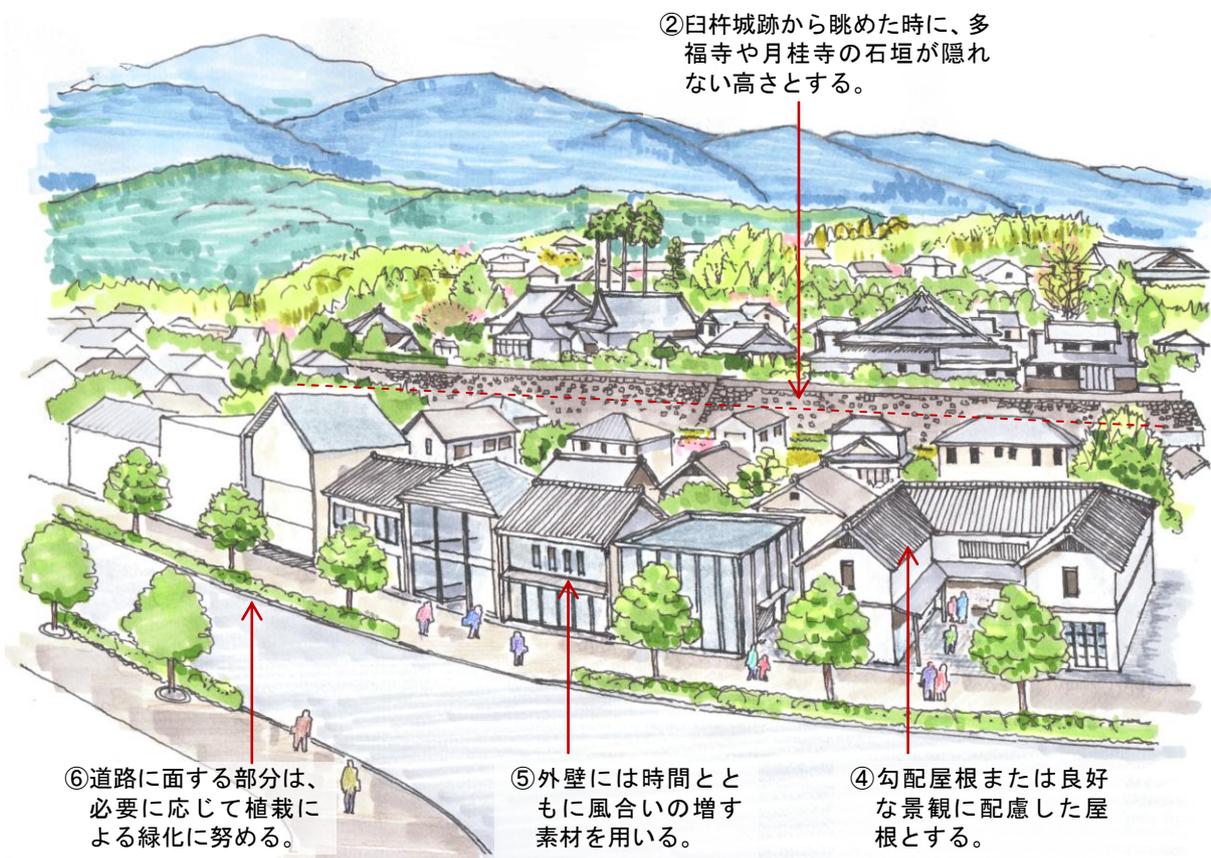
広幅員の都市計画道路が計画されており、背後には寺院やその石垣などの歴史的町並みが広がる区域です。

### (1) 景観形成の方針

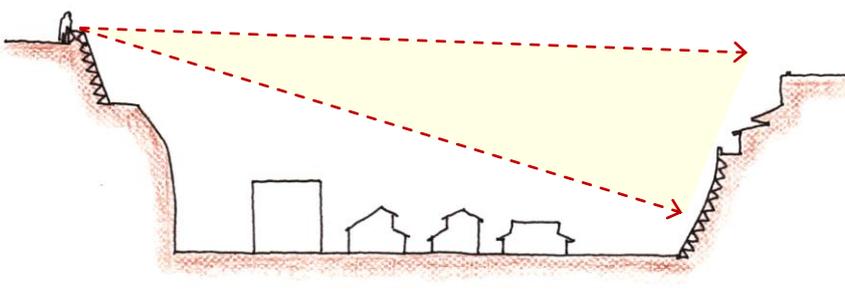
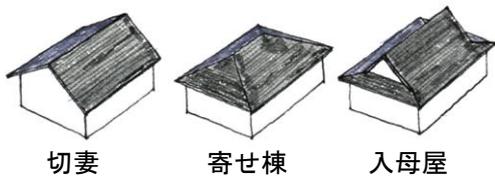
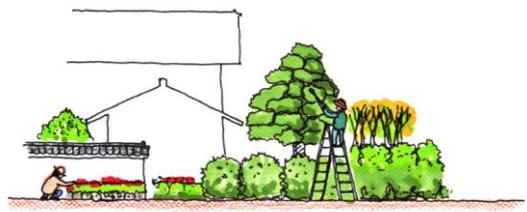
臼杵城跡からの眺望を確保し、歴史資源と調和しつつ、新たな賑わいを生む沿道景観の形成を目指します。



### (2) 景観イメージ



### (3) 景観形成基準

| 項目       | 景観形成基準   | 基準の適用※ |   |   |
|----------|--|--------|---|---|
|          |  | A      | B | C |
| ① 建物の位置  | —  | -      | - | ○ |
| ② 規模・高さ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臼杵城跡から眺めた時に、多福寺や月桂寺の石垣が隠れない高さとする。</li> </ul>   | -      | - | ○ |
| ③ 軒・庇    | —  | -      | - | ○ |
| ④ 屋根     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配屋根または良好な景観に配慮した屋根とする。</li> </ul>  <p style="text-align: center;">切妻          寄せ棟          入母屋</p>   | -      | - | ○ |
| ⑤ 外壁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。</li> </ul>   | -      | - | ○ |
| ⑥ 敷地の緑化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める。</li> <li>・植栽は、自然植生とする。</li> <li>・建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高度と配置にする。</li> <li>・日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。</li> </ul>  | -      | - | ○ |
| ⑦ 門・塀・石垣 | —  | -      | - | ○ |

※1 上記基準は、協議の結果、本丁エリアの町並みに調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）  
 区域区分：A 第1種保全区域（区域なし）  
 B 第2種保全区域（区域なし）  
 C その他の区域

## (4) 場所への配慮事項

### ● 祇園洲柳原線沿道

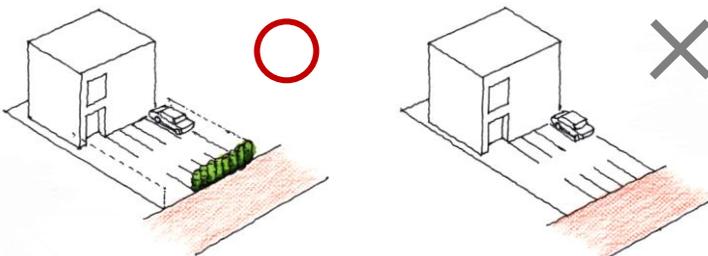
今後、祇園洲柳原線の整備予定があり、沿道建物の建替えやセットバックに伴い歴史的なまちに調和しつつ賑わいのある景観形成が必要です。



祇園洲柳原線沿道の町並み

#### 大切にしたいこと

沿道に規模の大きな建物を建設する場合、駐車場に植栽を行うなど、沿道の潤いづくりが必要です。



### ● 蛤小路沿道

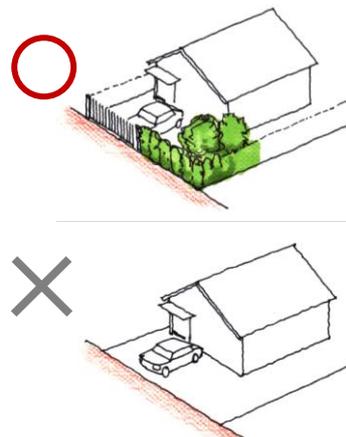
沿道の石垣や植栽と調和した景観形成を図ります。



蛤小路の沿道景観

#### 大切にしたいこと

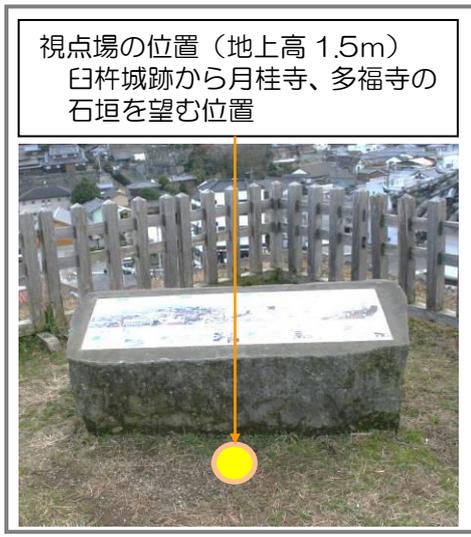
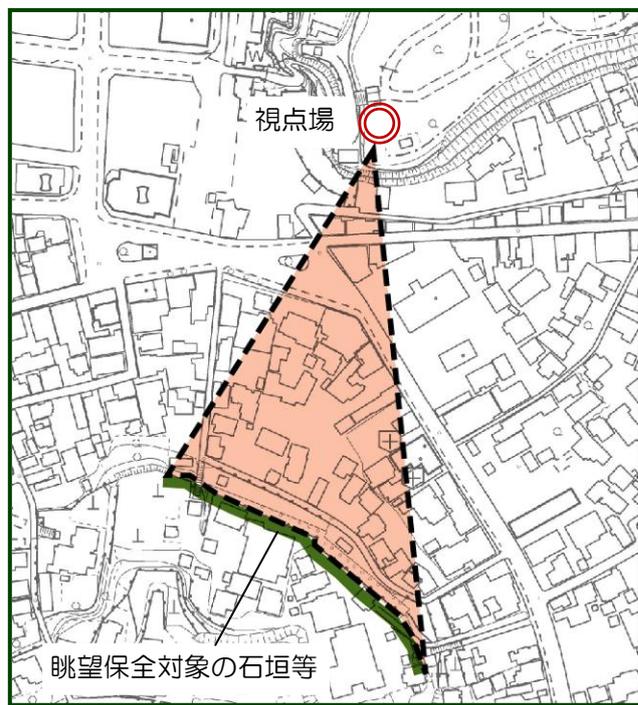
空地、駐車場等は石垣や植栽との調和に配慮する必要があります。



### ●本丁眺望景観保全地区

(眺望景観保全地区図)

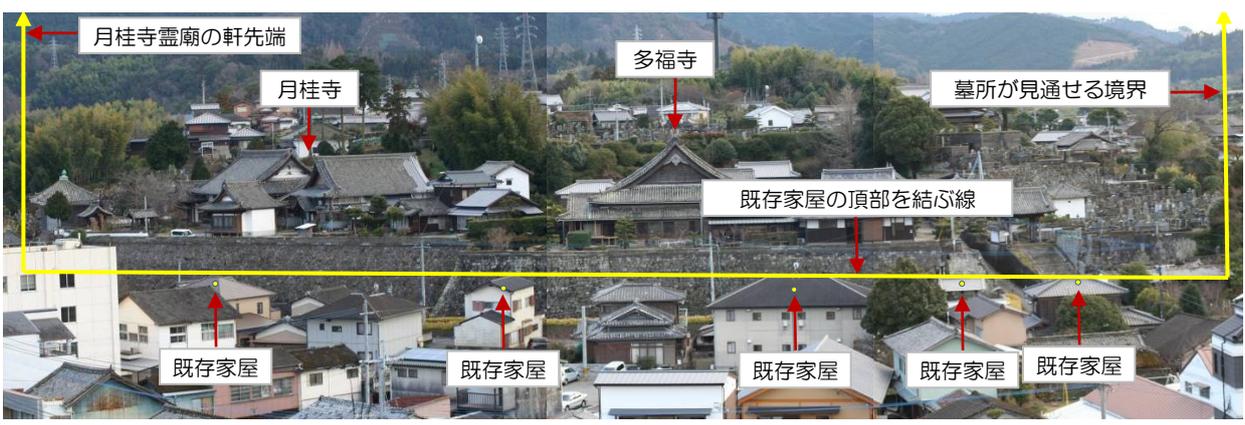
下図の範囲とします。



(眺望景観保全範囲)

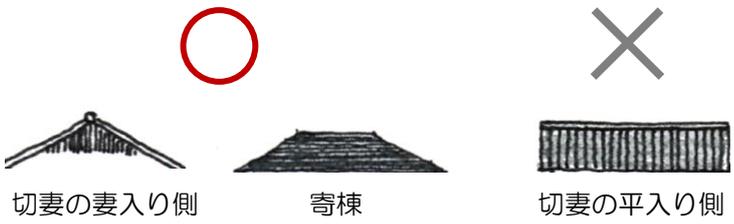
下図の範囲とします。

- ①水平の境界線 既存家屋の頂部を結ぶ線
- ②垂直の境界線 (東端) 月桂寺の霊廟の軒の先端
- ③垂直の境界線 (西端) 多福寺下の墓所の石垣が見通せる境



大切にしたいこと

屋根形状は、背後の石垣ができるだけ見える形を推奨します。



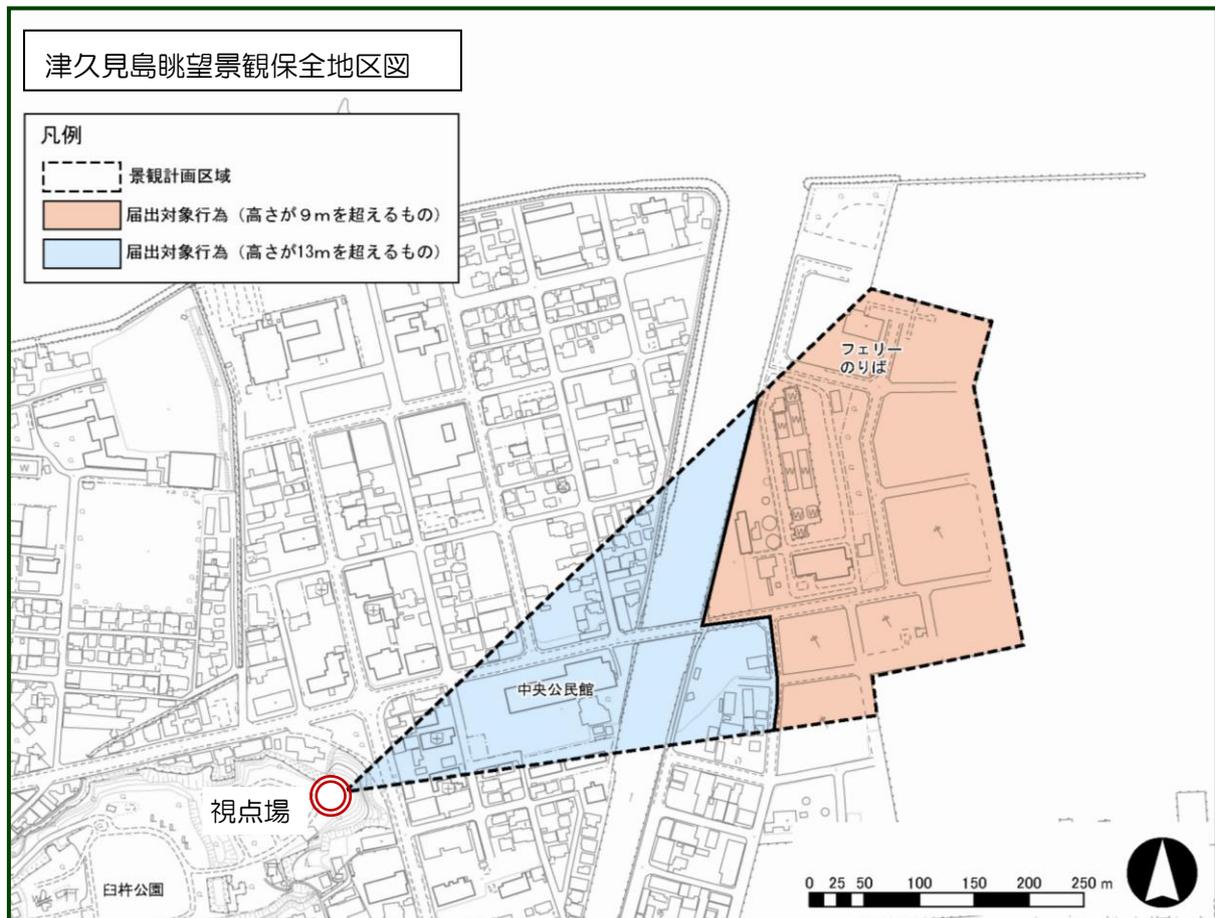
## 【津久見島眺望景観保全地区】

臼杵城跡から臼杵湾に浮かぶ津久見島への眺望は、臼杵市を代表する景観の一つであり、市民はもちろん観光客にも親しまれています。

リアス式海岸の特徴的な自然景観であるとともに、大友宗麟が丹生島に臼杵城を築いて以来、臼杵の発展の礎となった海上交流の道を一望する、歴史的・文化的価値をもった景観です。

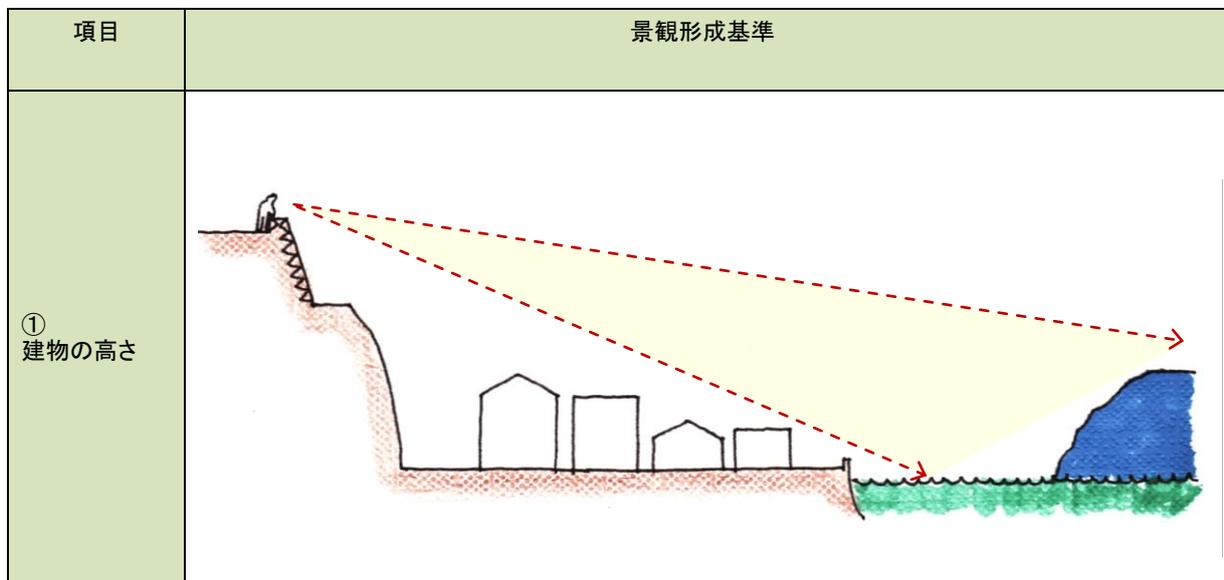
### (1) 景観形成の方針

臼杵城跡から津久見島への眺望を保全するため、地区内の建築物・工作物の高さ等の誘導を図ります。



## (2) 景観形成基準

眺望景観保全範囲では、建築物等の高さは臼杵城跡から津久見島及び海面への眺望を妨げないものとしします。



## (3) 眺望景観保全範囲

津久見島と前面の海面を含む下図の範囲とします。

- ①水平の境界線 臼杵港下り松地区の防波堤の天端とフェリー上屋の頂部を結ぶ線
- ②垂直の境界線（南端） 天神ヶ鼻の先端
- ③垂直の境界線（北端） フェリー可動橋北端付近



## 2 石仏周辺地区

国宝臼杵石仏を中心として、周辺には石仏公園、ハス畑、田畑、農村集落による田園・里山景観が広がっています。

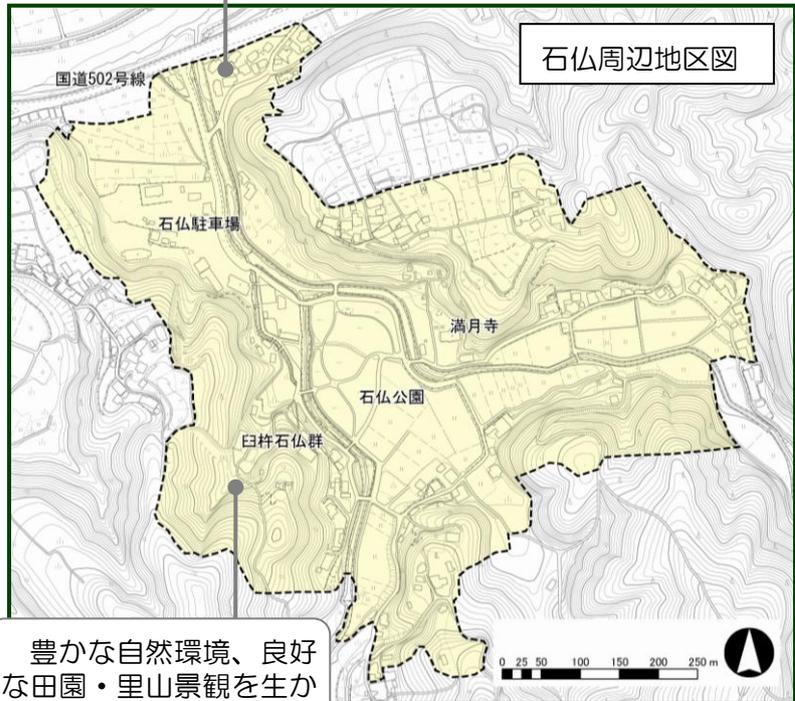
国道 502 号沿線では、臼杵石仏のアプローチ動線として景観的配慮が必要です。

### (1) 景観形成の方針

景観計画（全体構想編）において定めた下記の方針に沿って、石仏周辺地区の景観を形成していきます。

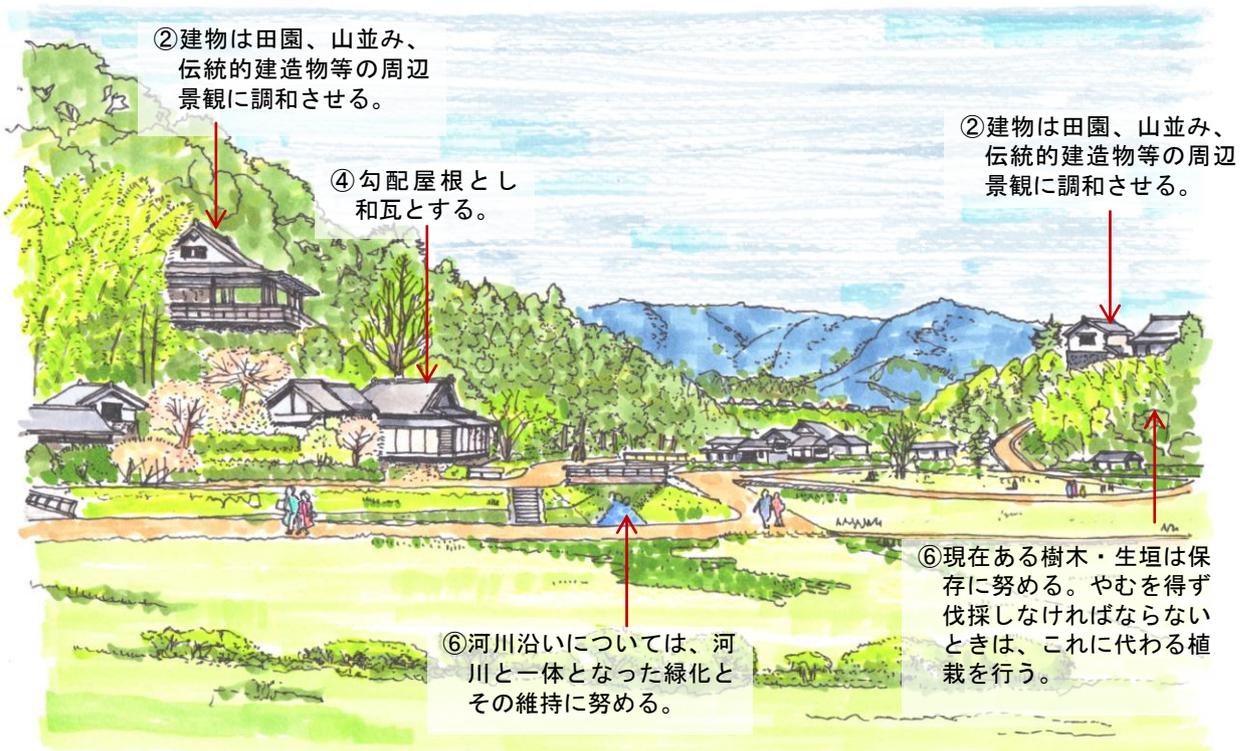
#### 景観形成の方針

- ◆ 臼杵石仏を核とする風格ある歴史景観の形成
- ◆ 山林、斜面林の保全による谷戸景観の保全
- ◆ 農村集落の保全による谷戸景観の保全
- ◆ 地区内の道筋や深田川など、潤いのある軸的景観の形成

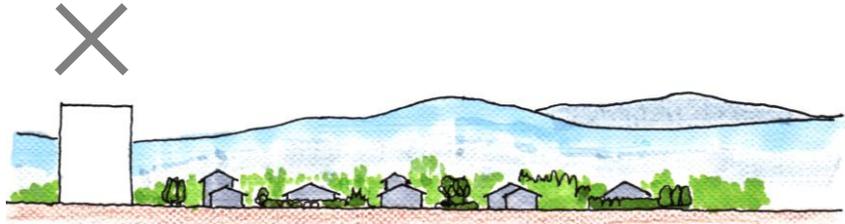


豊かな自然環境、良好な田園・里山景観を生かしつつ国宝臼杵石仏の荘厳な雰囲気を感じられる景観形成を目指します。

### (2) 景観イメージ



### (3) 景観形成基準

| 項目          | 景観形成基準   | 基準の適用※ |   |   |
|-------------|--|--------|---|---|
|             |  | A      | B | C |
| ①<br>建物の位置  | —  | -      | - | ○ |
| ②<br>規模・高さ  | <ul style="list-style-type: none"> <li>田園、山並み、伝統的建造物等の周辺景観に調和させる。</li> </ul>   | -      | - | ○ |
| ③<br>軒・庇    | —  | -      | - | ○ |
| ④<br>屋根     | <ul style="list-style-type: none"> <li>勾配屋根とし和瓦とする。</li> </ul>   | -      | - | ○ |
| ⑤<br>外壁     | <ul style="list-style-type: none"> <li>外壁には時間とともに風合いの増す素材を用いる。</li> </ul>  | -      | - | ○ |
| ⑥<br>敷地の緑化  | <ul style="list-style-type: none"> <li>現在ある樹木・生垣は保存に努める。やむを得ず伐採しなければならないときは、これに代わる植栽を行う。</li> <li>植栽は、自然植生とする。</li> <li>建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高度と配置にする。</li> <li>日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める。</li> <li>河川沿いについては、河川と一体となった緑化とその維持に努める。</li> </ul>  | -      | - | ○ |
| ⑦<br>門・塀・石垣 | <ul style="list-style-type: none"> <li>門・塀を設置する場合、周辺の伝統様式にならう。</li> <li>その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する。</li> </ul>  | -      | - | ○ |

※1 上記基準は、協議の結果、石仏周辺地区の景観に調和していればこの限りではありません。

※2 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）  
 区域区分：A 第1種保全区域（区域なし）  
 B 第2種保全区域（区域なし）  
 C その他の区域

#### (4) 場所への配慮事項

##### ●田園・里山景観に馴染む建物

田園・里山景観に馴染む建物の建て方を工夫する必要があります。



伝統的な様式の建物、蔵、門、石垣



周辺に馴染むように改築された古民家のカフェ

##### 大切にしたいこと

里山の谷に囲まれて空が見える  
スカイラインを大切にします。



##### ●国道からのアプローチ及び参道部分

国道からのアプローチ及び参道部分は石仏の荘厳な雰囲気をごわさないよう、建物の建て方、広告・看板等のデザインに配慮する必要があります。



周辺の景観に調和した国道沿いの住宅



石仏への参道

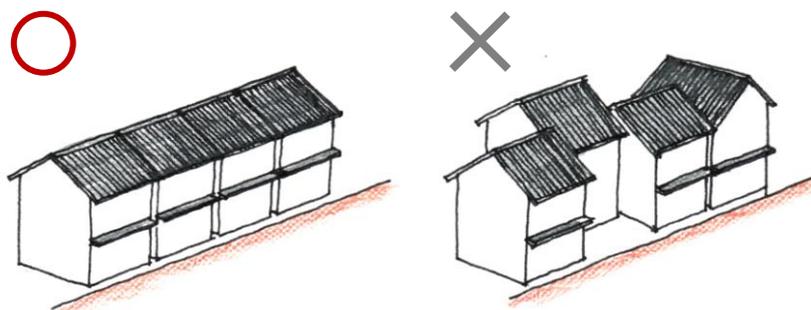
### 3. 景観デザインのヒント・アイデア

「建物の位置」、「建物の規模・高さ」など、景観形成を行う上でのヒントやアイデアを項目毎にまとめています。

#### (1) 建物の位置

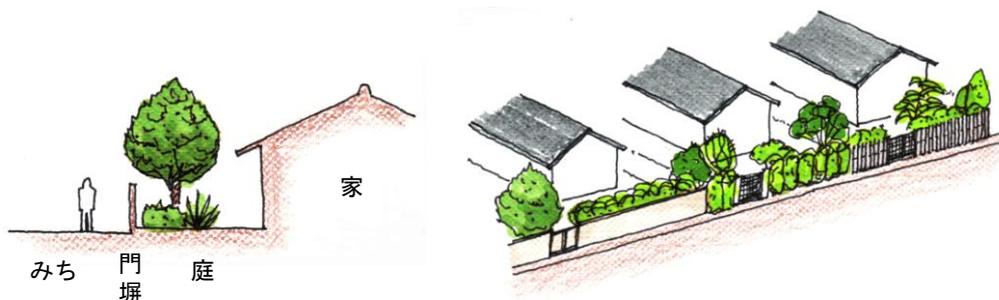
##### 壁面を揃えることにより町並みの連続性を確保する（町家・平清水エリア）

- 町家の残る地区では、町並みの連続性を維持するため、建物の壁面は、道路に面する敷地境界線に揃える。



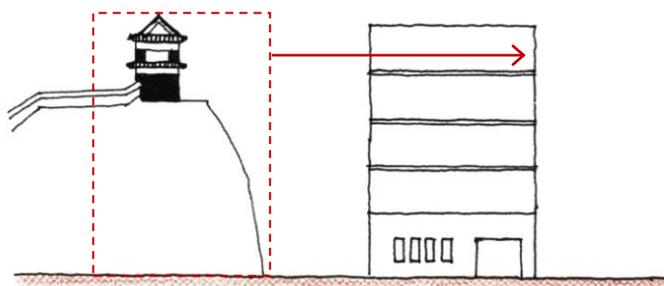
##### 前庭の奥に家を見て落ち着いた佇まいを守る（武家屋敷・寺町エリア）

- 武家屋敷の残る地区では、落ち着いたまちの佇まいを守るため、建物は、前庭等による引きの空間の奥に建てる。



##### お城等ランドマークへの眺望を確保する（祇園洲エリア）

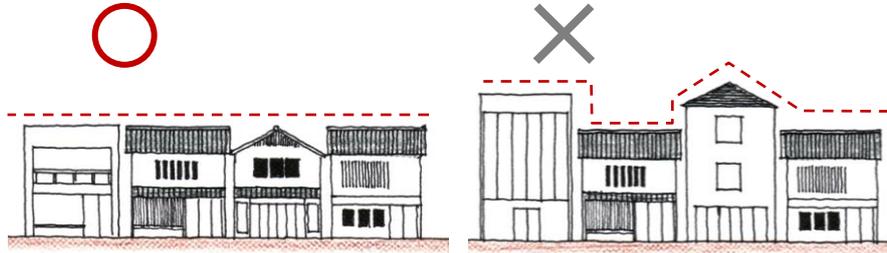
- 臼杵城跡等ランドマークへの眺望を遮らない位置に建物を建てる。



## (2) 建物の規模・高さ

周辺の建物に合わせ町並みの調和を図る（町家・平清水、武家屋敷・寺町エリア）

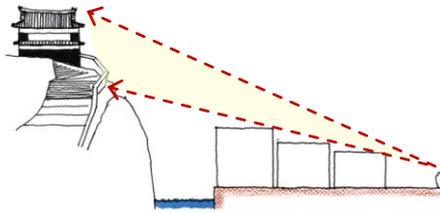
- 建物の高さは町並みの調和を図るため周辺の建物に合わせる。



ランドマーク（お城、お寺、石垣、島等）への眺望を確保する

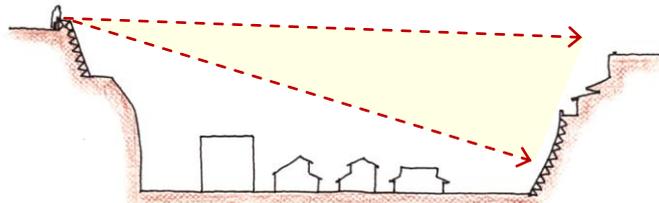
- 現在見える櫓（やぐら）、土塀への眺望を確保する。

祇園洲エリア



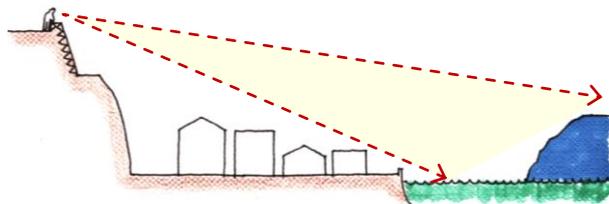
- 臼杵城跡から眺めた時に、多福寺や月桂寺の石垣が隠れない高さとする。

本丁エリア



- 建築物等の高さは臼杵城跡から津久見島及び海面への眺望を妨げないものとする。

津久見島眺望景観保全地区



周辺の山並み等との調和を図る（石仏周辺地区）

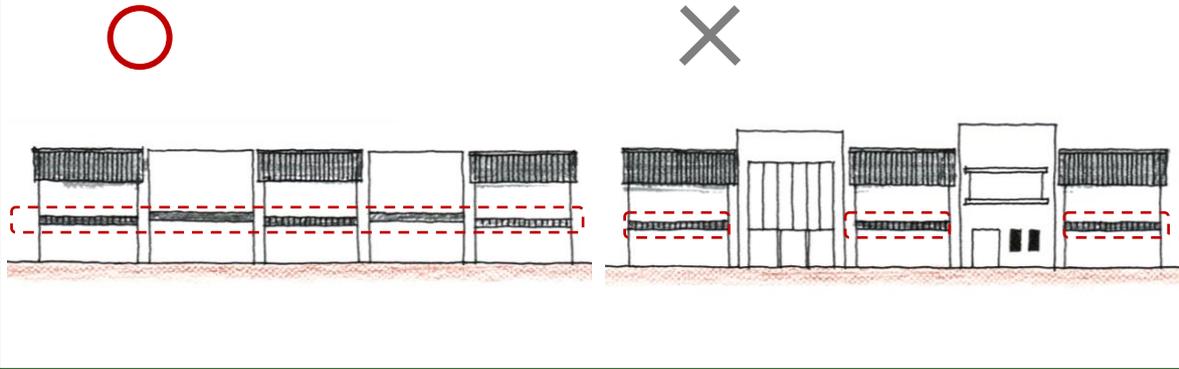
- 建物の高さは周辺の山並み等と調和を図るため、突出した高さで建てない。



### (3) 建物の軒・庇

#### 町並みの連続性の維持を図る（町家・平清水エリア）

・軒や庇の高さは町並みの連続性の維持を図るため、現在の町並みに合わせる。

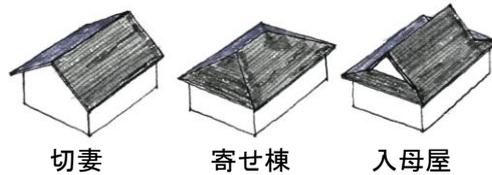


### (4) 屋根

#### 勾配屋根とする（エリア共通）

#### 和瓦とする（町家・平清水、武家屋敷・寺町エリア、石仏周辺地区）

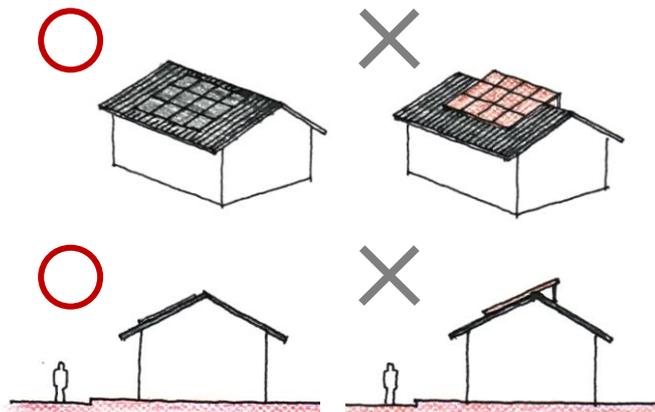
・屋根は、勾配屋根（切妻、寄せ棟、入母屋等）を基本とする。



臼杵城跡からの屋根並み

・ソーラーパネルは、現在ある屋根並みに調和したデザインのものとする。

・具体的には、屋根の色彩と合わせたり、目立たない位置に設置する。



## (5) 外壁等

### 時間と共に風合いの増す素材を用いる

- 外壁はできるだけ、地場の自然素材を使うことが望ましい。
- 自然素材は、長い年月のなかで地域の風景に馴染んでいくことができる。

#### 漆喰塗り



#### 板張り（杉等）



#### 石張り



### 周囲の素材感と調和させるように努める

- 新建材を利用する場合は、十分な配慮が必要である。
- 自然素材とうまく組み合わせたり、自然素材に準ずるような仕上げを工夫することが大切である。

#### 新建材＋自然素材



- サイディングを用いているが、壁面の色調を押さえ、柱、庇、手すり等に木材を使用することで、周辺に馴染んでいる。



- タイルを用いているが、色調を茶系色のみ使い、木造の外壁と調和させている。

#### 自然素材に準じる仕上げ



- モルタルであるが、表面の仕上げ、色が工夫されており、周辺に馴染んでいる。



- 和風な仕上がりとなるジュラク塗りで仕上げ、周辺に馴染んでいる。

## (6) 敷地の緑化

### 道路に面する部分は、必要に応じて植栽による緑化に努める

- 店先、玄関先に草花を植え、まちの潤いを演出する。



### 現在ある樹木・生垣は保存に努める

- 落ち着いたまちの雰囲気  
の維持、町並みの連続性の  
確保のため、現在する樹木や  
生垣を保存する。



- 町並みのランドマーク、アクセントとして樹木を活かす。

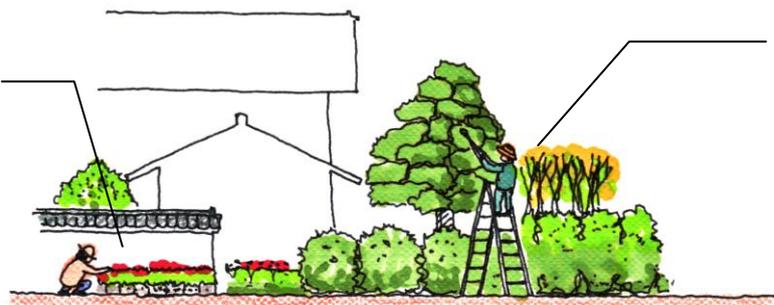
### 建築物による威圧感や圧迫感等を和らげる樹木の高さと配置にする

- 大規模な建物の前に街路樹等を植え、建物の圧迫感を和らげる。
- アイスストップに樹木を設け、建物の存在感を和らげる。



### 日常的な管理や手入れをし、良好な景観の維持に努める

- 伝統的な塀の前に花を育て、まちに彩りをつくる。
- 武家屋敷の庭木を手入れする。



- 石垣、壁面等と植栽を組み合わせ、落ち着いた潤いのある沿道景観を演出する。

## (7) 門・塀・石垣

門・塀・石垣を設置する場合、周辺の伝統様式にならう  
その他の囲障を設ける場合は、臼杵石や竹林等の自然素材を極力使用する  
現在ある門・塀・石垣は、できる限り維持・保全する

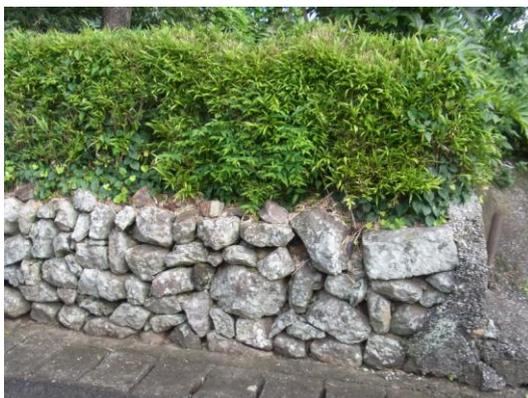
門



塀



石垣



### 自然素材以外の素材を用いる場合も工夫する

- 新建材を利用する場合は、十分な配慮が必要である。
- 自然素材とうまく組み合わせたり、自然素材に準ずるような仕上げを工夫することが大切である。

#### 新建材＋自然素材



- 工業製品と植栽をうまく組み合わせる。
- コンクリートと木材をうまく組み合わせる。

#### 自然素材に準じる仕上げ



- 合成竹垣材と石垣をうまく組み合わせる。
- 下段を石積みとし上段をコンクリートで仕上げている。

#### 閉鎖的なブロック等はできるだけ用いない



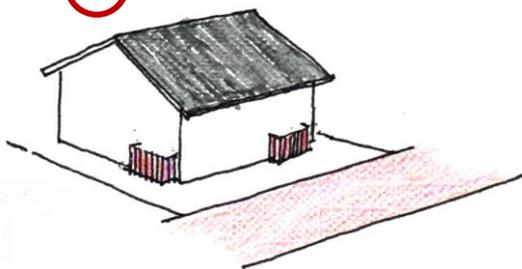
- • ブロックのみとせず、フェンス等と組み合わせ開放的なつくりとする。
- ✕ • ブロックのみを高く積み上げると閉鎖的なつくりとなる。

## (8) 建築設備

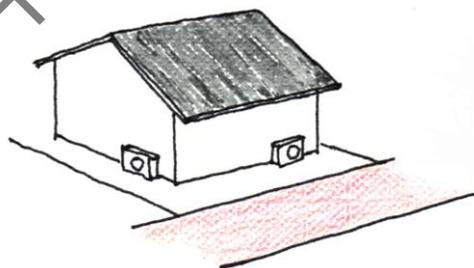
設備配管、メーター類等は、道路から遠望できる部分に露出しないようにする（消防設備は除く）



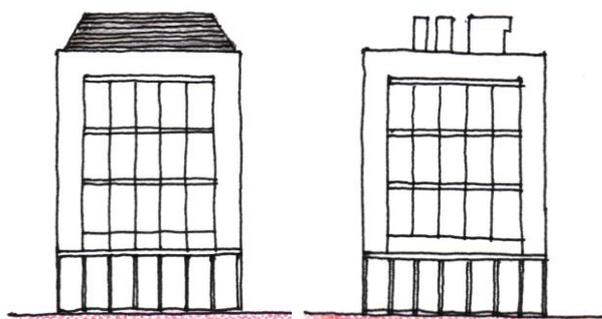
・ガスボンベを木格子で隠す



・配管を竹で隠す



屋外階段、屋上設備、壁面設備等は、目立たない位置に設けるか、建築物と一体的に扱い、突出感や違和感が生じないように配慮する



・室外機を格子で隠す

### 屋上に設置する倉庫、塔屋等は 臼杵城跡からの町並みの景観の眺めに配慮する

- 傾斜屋根をかける



- 建物の高さを目立たせないデザイン



### 自動販売機等は建物や町並みと調和したデザイン・色彩とする

- モノトーンの色彩とし塀や建物と調和している自動販売機
- 茶系の色彩とし建物と調和している自動販売機

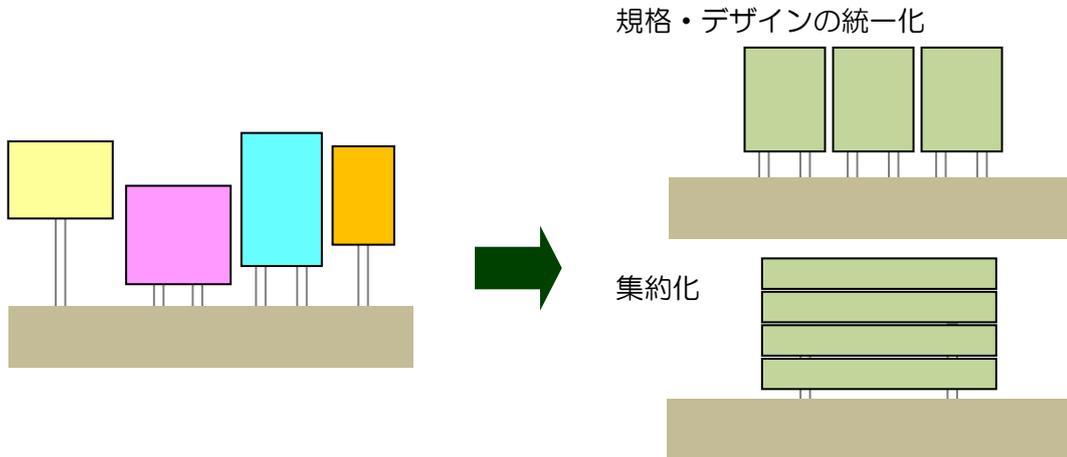


## (9) 屋外広告物

### 無秩序な印象の改善方策

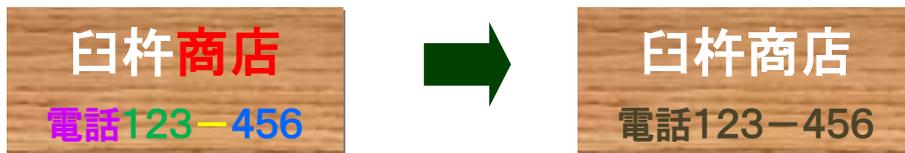
#### ①統一化・集約化

- 無秩序な屋外広告物により周辺の景観を損ねている場合、規格・デザインの統一化、集約化等により、周辺の景観との調和に努める。



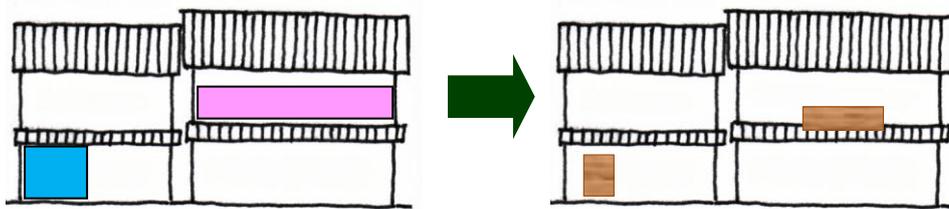
#### ②文字のデザインの統一化

- 文字色が多くなると情報が煩雑になるので、できる限り文字色・表示色を少なくして、わかりやすい表示に努める。



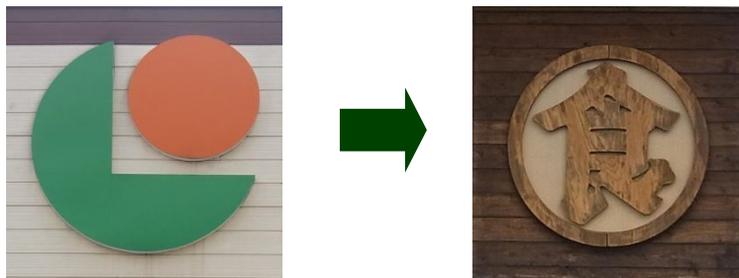
#### ③規模の適切化

- 広告物・看板等の規模は、道路に面する壁面等を著しく覆うことで、沿道の景観を損なわないようにする。



#### ④形態・意匠の歴史的な町並みへの調和

- 広告物・看板等の形態・意匠は、歴史的な町並みに調和させ、わかりやすい表示に努める。



和風で周辺に配慮した例



近代的なものだが周辺に配慮した例



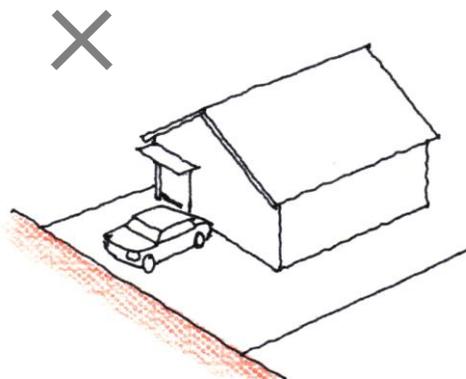
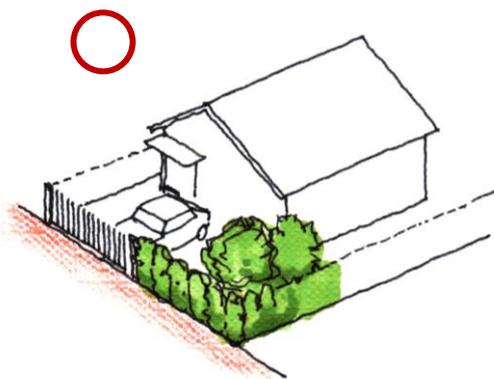
(10) 駐車場・未利用地

周囲の町並みとの連続性に配慮し、囲障の設置等に努める

駐車場に木の塀等を設け町並みの連続感を保つ



空地、駐車場等は沿道環境への調和に配慮する



空地、駐車場等の仕上げは景観への調和に配慮した素材を使用する

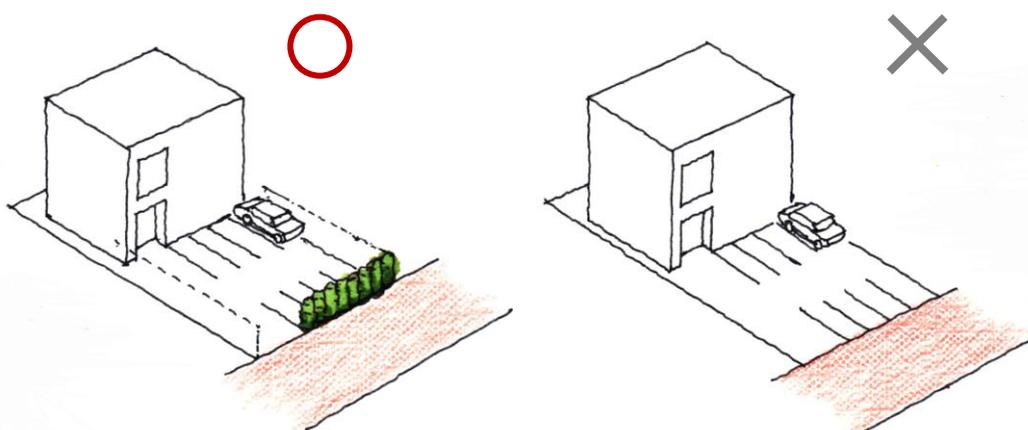


植栽等により、周囲の景観に潤いを与えるように努める

駐車場を緑や花壇等で縁取り、潤いを演出する



沿道に規模の大きな建物を建設する場合  
駐車場に植栽等を行い沿道に潤いをつくる



建物の解体等により空地となり露見した外壁は、町並みに調和させるよう努める



## (11) 色彩

### エリア別の色彩

下図の線の枠内は、現地調査結果等を参考に使用を推奨する色を示しています。

なお、自然素材（石材、木材、れんが等）そのものの色を使用する場合はこの限りではありません。

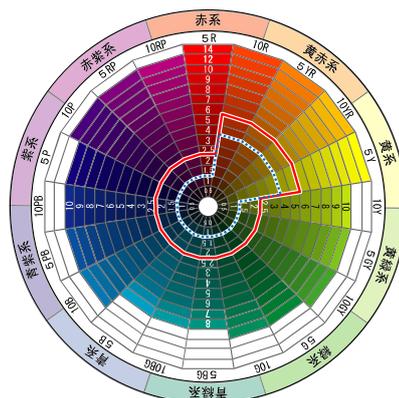
また、アクセントカラーについても、周囲の景観との調和に配慮して使用する場合はこの限りではありません。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。

#### 1) 武家屋敷・寺町エリア、本丁エリア

| 部位          | 色相     | 明度     | 彩度  |
|-------------|--------|--------|-----|
| 外壁<br>(基調色) | 10R~5Y | 3以上8以下 | 5以下 |
|             | その他 ※  | -      | 2以下 |
| 屋根色         | 10R~5Y | 6以下    | 3以下 |
|             | その他 ※  | 6以下    | 1以下 |

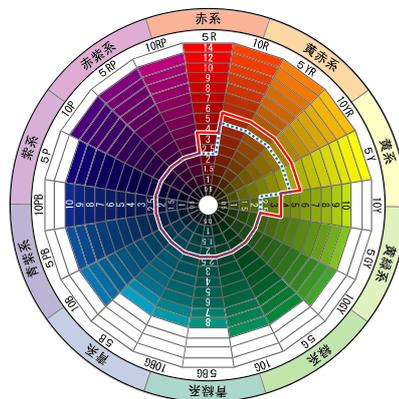
※その他の色相は、無彩色を含みます



#### 2) 町家・平清水エリア、祇園洲エリア

| 部位          | 色相     | 明度     | 彩度  |
|-------------|--------|--------|-----|
| 外壁<br>(基調色) | 10R~5Y | 3以上8以下 | 5以下 |
|             | 5R,10Y | 3以上8以下 | 3以下 |
|             | その他 ※  | -      | 2以下 |
| 屋根色         | 10R~5Y | 6以下    | 4以下 |
|             | その他 ※  | 6以下    | 2以下 |

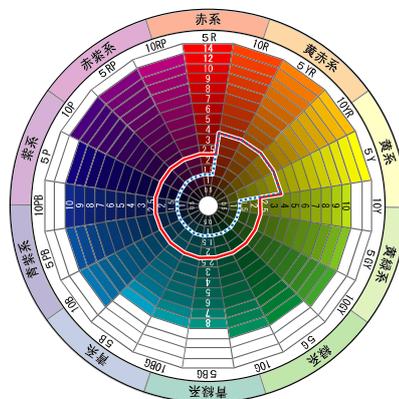
※その他の色相は、無彩色を含みます



#### 3) 石仏周辺地区

| 部位          | 色相     | 明度     | 彩度  |
|-------------|--------|--------|-----|
| 外壁<br>(基調色) | 10R~5Y | 5以上8以下 | 3以下 |
|             | その他 ※  | -      | 2以下 |
| 屋根色         | 10R~5Y | 6以下    | 3以下 |
|             | その他 ※  | 6以下    | 1以下 |

※その他の色相は、無彩色を含みます



| 凡例 |  |
|----|--|
|    |  : 建築物等の外壁基調色として望ましい色彩の範囲 |
|    |  : 建築物等の屋根色として望ましい色彩の範囲   |

## (※参考) 色彩の表現

色彩の表現を個人差等の要因に左右されずに色を定量的に記号化して表現するマンセル表色系を採用しています。これは、色彩の尺度として、ひとつの色彩を「色相(いろあい)」「明度(あかるさ)」「彩度(あざやかさ)」という3つの属性の組み合わせによって表現しています。これにより色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

### ○色相＝いろあいを表します

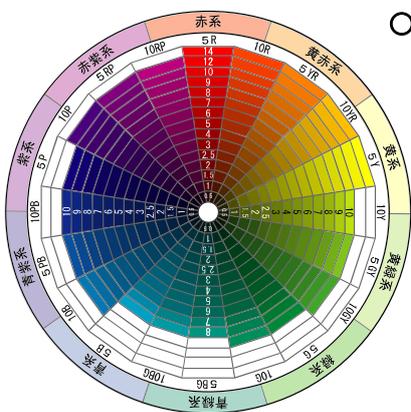
色相は、赤(R)・黄(Y)・緑(G)・青(B)・紫(P)の5つの基本色相と黄赤(YR)・黄緑(GY)・青緑(BG)・青紫(PB)・赤紫(RP)の5つの中間色相があり、その度合いを示す0~10の目盛りが付けられます。

### ○明度＝あかるさを表します

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

### ○彩度＝あざやかさを表します

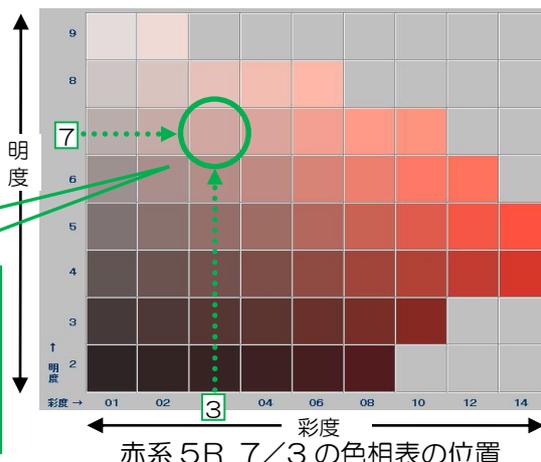
彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。



### ○マンセル記号

マンセル記号は、3つの属性を組み合わせるとひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R 7/3 のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、明度と彩度の数字の間は判別のために/ (スラッシュ) を入れます。無彩色は、N4 のように N と明度を組み合わせて表記します。

マンセル記号の読み方  
ごアール ななのさん  
**5R 7/3**  
色相 明度 彩度



## 色彩の構成

一般的に面積の広い外壁等を単色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるためには、色彩による適度な変化が必要です。

ただし、複数の色を使用する場合は、基調色(ベースカラー)、従属色(アソートカラー)、強調色(アクセントカラー)の3つの色彩バランスについて検討する必要があります。

これら3つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、一般的に70：25：5の比率で用いるとバランスが良いとされています。

### ○基調色(ベースカラー)とは

構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩で、一般的に低彩度の色を使います。

### ○従属色(アソートカラー)とは

全体の大まかな印象は変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩です。広い部位が分節されることで威圧感は軽減されます。

### ○強調色(アクセントカラー)とは

小さな面積に用いて個性を演出します。ベースカラーやアソートカラーに対してコントラストを持ち、全体を引き締めます。

(12) 工作物

周囲の景観に調和するよう、色彩や素材等を工夫する

色彩に配慮した街灯



色彩に配慮した道路標識・信号機



山並みになじませる色彩とした電波塔



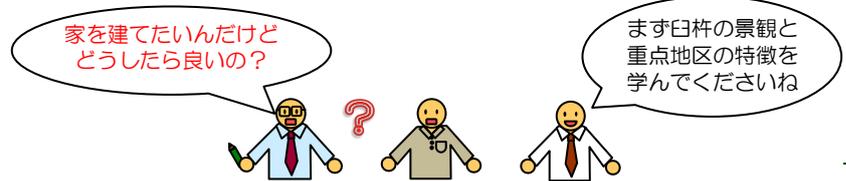
# 4. 届出について

施主および設計者等の方は、建築やリフォームの計画における早い段階から、市と相談を行ってください。

## 1 届出の流れ

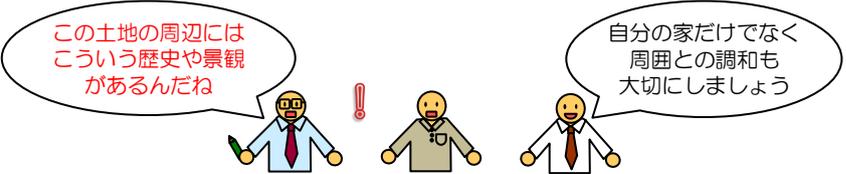
### ① 問合せ

◆景観形成重点区内で新築等を行いたい場合は、まず臼杵市までお問い合わせ下さい。



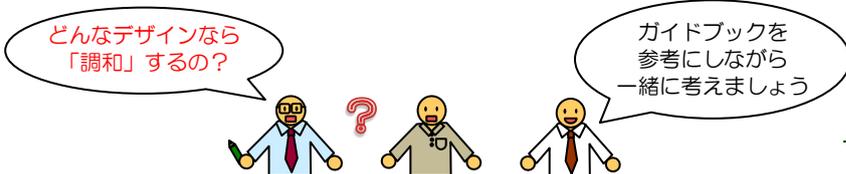
### ② 景観を学ぶ

◆新築等を行う場所の歴史や景観の特徴、周囲にはどういう建物があるのかなどを確認します。



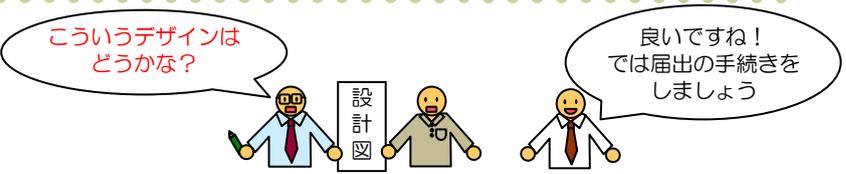
### ③ 建て方を考える

◆ガイドブックを見ながら、周囲と調和する建て方を、施主（設計者）の方と行政と一緒に考えます。



### ④ 事前協議

◆届出の前に、設計内容について事前協議を行います。



### ⑤ 届出・審査

◆景観法の規定により、工事着手30日前までに届出を行って下さい。内容が景観計画に適合していれば行為が承認されます。

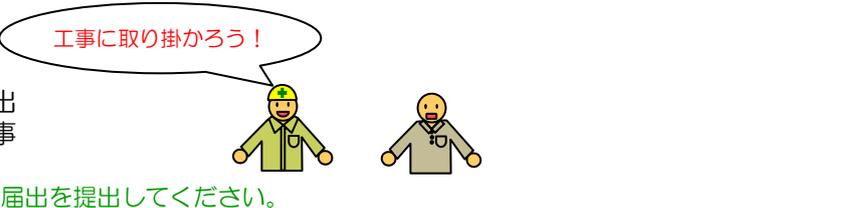
※不適合の場合は再協議をします（勧告や変更命令を行う場合あり）



### ⑥ 行為の着手

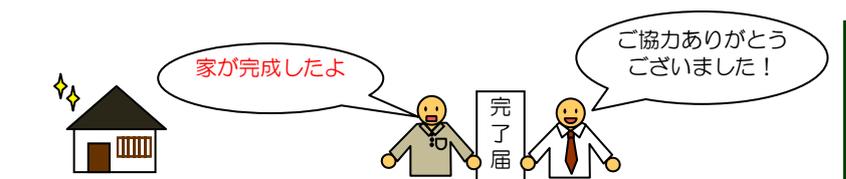
◆承認が下りた後、原則として届出の日から30日を経過してから工事に着手できます。

※届出内容に変更があった場合は変更届出を提出してください。



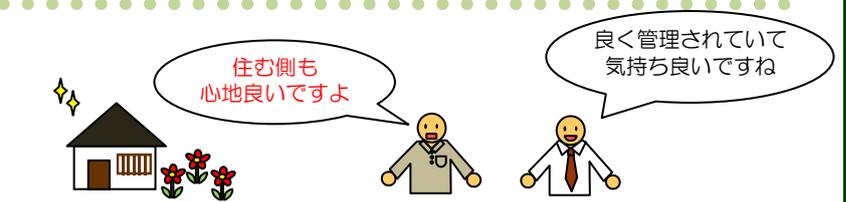
### ⑦ 完了届

◆行為完了後は速やかに完了届を提出してください。



### ⑧ 行為完了後

◆行為完了の後は、良好な景観を維持するよう努めましょう。



序

景観形成重点地区の景観とは

1

景観形成の方針と景観形成基準

2

景観デザインのヒント・アイデア

3

届出について

4

## 2 届出対象行為

| 届出対象となる行為   | 届出が義務付けられる規模   |  |   |
|---|--|--|---|
|   | 景観形成重点地区   |  | (参考)<br>重点地区以外の市域   |
|   | 旧城下町地区<br>石仏周辺地区   | 津久見島眺望<br>景観保全地区   |   |
| <b>建築物</b><br>新築、増築、改築<br>若しくは移転、外観<br>を変更することと<br>なる修繕・模様替・<br>色彩の変更 | 行為を行う部分の面積<br>(新築、増築、改築若<br>しくは移転にあって<br>は、床面積)が10㎡<br>を超えるもの                        | 高さが9mもしくは<br>13mを超えるもの<br>(範囲は33ページ<br>の図を参照のこと)   | 高さが13mまたは建築<br>面積が500㎡を超える<br>もの ※  |
| <b>工作物</b><br>新設、増築、改築<br>若しくは移転、外観<br>を変更することと<br>なる修繕・模様替・<br>色彩の変更 | 高さが2mまたは延長<br>が5mを超えるもの  |  | 高さが下記の規模を超え<br>るもの ※<br>・擁壁 5m<br>・遊戯施設等 13m<br>・塔状工作物 15m<br>(沿道景観地域では13m)<br>・その他の工作物 15m |
| <b>開発行為</b>   | 生ずるのり面の高さが<br>2mを超えるものまた<br>は面積が100㎡を超<br>えるもの                                       | 行為を行う面積が<br>3,000㎡以上であ<br>るもの  | 行為を行う面積が下記の<br>規模以上であるもの<br>・都市計画区域内で<br>3,000㎡以上<br>・都市計画区域外で<br>5,000㎡以上                  |
| <b>土地の形質の変更</b><br>土地の開墾、土石<br>の採取、鉱物の採掘<br>その他                       |  |  |   |
| <b>屋外での<br/>物件の堆積</b><br>廃棄物、再生資源<br>その他                              | 次のすべてに該当する<br>もの<br>①堆積物件の高さが<br>2mを超える<br>②水平投影面積が<br>100㎡を超える<br>③堆積期間が<br>90日を超える | 土地の面積が、500㎡以上、又は堆積高さ4m<br>以上でかつ堆積期間が90日を超えるもの<br>(沿道景観地域は、土地の面積が100㎡を超え、又は堆積高<br>さ2m以上でかつ堆積期間が90日を超えるもの) |   |
| <b>木竹の伐採</b>  | 面積が100㎡を超え<br>るもの  |  |   |
| <b>建築物等の除却</b><br>(建築物に付属す<br>る門、塀、石垣等<br>を含む)                        | 面積が10㎡を超える<br>もの   |  |   |

※ 建築物の新築又は工作物の新設以外の場合、当該行為に係る部分の面積が既存建築物又は工作物の建築面積(増築後にあっては増築後の面積)の2分の1以下であるものは届出不要です。

景観形成ガイドブック  
(景観形成重点地区 編)

平成 25 年  
白杵市

